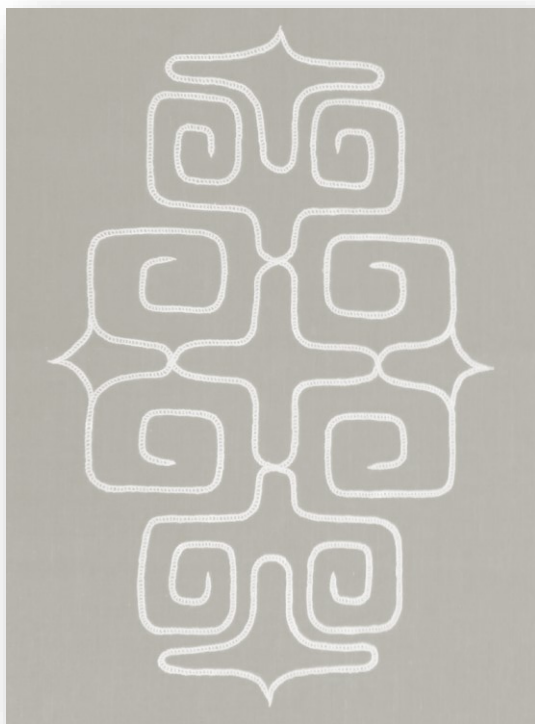


歴史をねじ曲げて 今、アイヌ民族政策が 作られようとしている！

2017年2月18日

北海道大学アイヌ・先住民研究センター落合研一准教授の
講演に抗議する集会

～ 報告集 ～



発行：教科書のアイヌ民族記述を考える会

アイヌ文様 光野 智子

「カムイピリマ」

— 神がそっと教えてくれる —

表紙デザイン 佐々木 洋子

はじめに

吉田 淳一

2017年2月18日、会場の「かでる2・7」の会議室は100名を越す参加者の熱気であふれました。道内各地にとどまらず、仙台、東京、遠くは鹿児島からもこの集会のために駆けつけてくださった皆さんもいらっしゃいました。アイヌ民族、研究者、教員、実践家、議会関係者など、参加者の顔ぶれからも、立場や運動潮流を超えた文字通り「歴史的な集会」といえるものでした。それだけ、落合研一北大准教授のアイヌ民族差別講演がいかにか放置できない重大な問題であるのかを改めて指し示したのです。

集会主催の私たち「教科書のアイヌ民族記述を考える会」は、2015年3月の文科省検定による「北海道旧土人保護法」の教科書記述書きかえを許さないために立ち上げたアイヌ民族とシサムによる小さな市民グループです。会の前身となったのは、2012年の副読本『アイヌ民族:歴史と現在』の書きかえ問題にとりくんだ「アイヌ民族副読本問題を考える会」でした。今回の落合講演問題も含め、いずれもアイヌ民族の先住権、先住性の否定、それはとりもなおさず和人のアイヌモシリ侵略・植民地支配の史実を無いものにしようとする動きに対し、「未来をともに生きるために」（『アイヌ民族:歴史と現在』の副題）放った小さな礫といえます。礫の波紋は、いま広がりはじめ、問題の本質を暴きつつあります。それを本報告集から共有していただければ何よりです。

本誌の作成のために音声起こし、原稿確認、推敲、掲載許可を頂きました皆さん、とりわけ原稿を加筆いただきました講師の丸山博さんには心から感謝を申し上げます。

〔よしだ・じゅんいち〕『アイヌ民族:歴史と現在』編集委員、小学校教員

も く じ

はじめに	1
I 開会挨拶・経過報告	若月 美緒子 3
II 講演 アイヌ政策を蝕む「研究者」たち	丸山 博 5
III 報告1 誤りだらけの落合講演	平山 裕人 22
IV 報告2 落合講演の背景にあるもの	瀧澤 正 28
V 特別報告 アイヌ民族団体・有志連絡会より	
川村・シンリツ・エオリパック・アイヌ	33
VI 意見交流	37
VII 閉会挨拶	清水 裕二 53
集会アピール	55
集会アピール送付先	59
《 資料 》	
①抗議の経過	60
②28項目の質問状	61
③丸山博さん提出 意見書	69

I. 開会挨拶・経過報告

若月 美緒子



私は「教科書のアイヌ民族記述を考える会」代表の若月と申します。本日は北海道大学・アイヌ先住民研究センター准教授落合研一さんが、昨年7月28日に公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構（アイヌ文化振興財団）主催「アイヌ文化普及啓発セミナー」で行った講演の問題点を皆さんと確認し、抗議の声をあげるために集会を開催

いたしました。

私たちは現在、日本の学校教育で、北海道、樺太、千島列島などの先住民であるアイヌ民族がどのような歴史と文化を育てこられたか、そして明治政府の政策によっていかに土地を奪われ生活と文化を破壊され、その犠牲になって多くの人々が亡くなったかを、ほとんど学ぶことができません。だからこそ「アイヌ文化普及啓発セミナー」のような場は貴重です。私自身もこれまで何回も受講してすばらしい実践や研究報告に学ばせていただけてきました。

ところが昨年7月の落合さんの講演は＜明治政府にアイヌから土地を奪う意図はなかったのに、アイヌは土地政策を理解する能力がないから、土地を失った＞＜「北海道旧土人保護法」によりアイヌは政府からたくさんの資金を受け取って、手厚く保護された＞と、講演を聞いた人たちが思い込むに違いない内容だったのです。“この方は大学の先生というけれど、歴史を学んだことがあるのだろうか”と、怒りを通り越して笑ってしまう

ようなお話でした。けれど、この講演を素直に受け止めた人には、後で「それは事実ではありませんよ」と教えても、手遅れかもしれません。既に、簡単に消し去ることができないアイヌ民族に対する差別と偏見が深く植え付けられたかも知れないのです。

落合さんの講演内容をきちんと批判し抗議し、ご本人に反省をしていただかねば大変なことになると私たちは考え、昨年11月に28項目の公開質問状を送りました。その前後の詳しい経過は、今日お配りした資料(巻末参照)をご覧くださいなのですが、これに対する回答は一切無いままです。

そして一番重要なことは、なぜ今、このような講演がよりによってアイヌ文化振興財団の「アイヌ文化普及啓発セミナー」という場で行われたかということです。私たちは2012年に、やはりアイヌ文化振興財団による副読本『アイヌ民族：歴史と現在』書き換え問題、一昨年は文部科学省による中学校歴史教科書検定問題で、今回と同様にアイヌ民族の歴史を180度反対に書き換えようとする動きに異を唱えて活動してまいりました。これらの問題の根本をここでしっかりと見据える必要が絶対にあると私たちは考えております。

今日は限られた時間ですが、歴史をねじ曲げる現在の動きを許さないための、私たちのつながりをつくる大きな一歩とできるよう、どうぞよろしくお願いいたします。

[わかつき・みおこ] 教科書のアイヌ民族記述を考える会代表、
元小学校教員、『アイヌ民族：歴史と現在』編集委員



II. 講演

アイヌ政策を蝕む「研究者」たち

— なぜ、彼らの不正が許されるのか？

丸山 博

講演の概要ですが、最初にどうしてこの場に立っているのかを少しお話させていただきます。外的な要因としては今回の主催者団体の若月さんのほうから依頼されたということがありますが、内的な要因をお話いたします。その後、「アイヌ政策を蝕む『研究者』たち」に進みましよう。



本日の北海道新聞はアイヌ政策とも深くかかわりますから、そのことについて一言申し上げたいと思います。カムルル・ホサインという、私が親しく共同研究している研究者が「ひと 2017」に載りました。彼は、バングラディシュの出身で、フィンランドのヘルシンキ大学から法学博士の学位をとって、今現在、EUの北極圏研究の拠点のひとつアークティック・センター、研究者だけで70～80名くらい働いている大きな研究所ですが、その法学部門の所長をしています。彼の主張の要点は二つあります。第一に、先住民族の権利の国連宣言はきわめて大事だということ。日本政府も

それを代弁する研究者たちも「拘束力が無い」とってはぐらかしますが、彼は明確にそれを否定し、賛成各国には道義的責任があり、米州機構に属する裁判所が国連宣言 32 条を根拠に判例を出したことに言及しています。国際司法の場では効力を持ちつつあるということです。さらに先住民族の自治権、あるいは収奪された土地資源の原状回復を受ける権利、これらは国際人権法によって集団的権利として保障されているということを述べています。私の研究拠点のスウェーデンやフィンランドでは、それが当たり前として、先住民族の権利をいかに推進していくかという方向で研究が進められています。それが日本ではまったく逆の方向に行っているということで、そのギャップにいつも私は歯がゆい思いをしています。

私の研究はもともと環境政策からスタートしました。戦後の環境問題には水俣病事件を始め、イタイイタイ病事件、ダイオキシン問題、福島原発事故など深刻な問題がたくさんありますが、いずれも真実を隠蔽する研究者が必ず暗躍します。国や企業と結びついた人たちが真実を歪めていく。そして世論をかく乱します。私から言わせれば反社会的で犯罪に近いといってもいい。たとえば、水俣病事件では、チッソから排出された有機水銀が水俣病を引き起こしたということを熊本大学医学部の研究班が突き止めていくのですが、その途中で、「貧しい漁民たちが腐った魚を食べたからあんなふうになった」という説が国の委員会を通してまことしやかに流されました。このような間違った言説の意図的な流布は福島原発でも行われています。そうしたことにかかわっている「研究者」を一人だけ挙げれば、山下俊一です。彼は放射線被ばくを打ち消すために長崎大学から福島大学副学長に指名されたといってもいい。そういう人たちが何の責任もとらないで、のうのうとしているなかで、真実の解明に懸命に尽くしている研究者や住民たちがいます。どの問題をとっても不当な圧力に屈することなく闘っている人たちが幸いにして必ずいます。私の研究というのはある意味非常に絶望的な問題を扱っていますが、そういう人々の真摯な活動はまる

で暗闇の中的一条の光を見るようで、励まされます。水俣病では例えば原田正純さんや宇井純さん。原田さんは退職までずっと准教授のままでしたし、宇井純さんに至っては助手のまま東大を定年退職。その後お二人はそれぞれ熊本学園大学教授および沖縄大学教授として、水俣病事件を医学や工学の分野にとどまらず、社会学、政治学、経済学などの観点もふくめて総合的にとらえ、水俣学を創設することに尽力されました。あるいはイタイタイ病においては、萩野昇さんがいらっしゃいます。「たかが町医者が何を言っているのだ」と鉅毒説を発表したときに陰口をたたかれながらも、岡山大学理学部教授の小林純さんと一緒に米国科学アカデミーから研究費をもらい、カドミウム説を裏付けていきました。原発については高木仁三郎さんとか小出裕章さんもおられます。いずれも権力を相手にするため大変困難な闘いではありますが、真実を求めるわけですから、必ず共感を得ていきます。私は環境問題の中でもとりわけダム問題を反対住民の立場から研究していました。その過程で、二風谷ダムや平取ダムを調べていくうちに、アイヌ民族が余りにもないがしろにされていることを知り、アイヌ政策について国際人権法や他の先住民族政策との比較といった視点から取り組もうと決意しました。

まだ記憶に新しいところだと思いますが、2014年8月11日、金子快之^{やすゆき}という当時の札幌市議会議員がツイッターでこのような発言をしました。「アイヌ民族なんて、いまはもういないんですよ。せいぜいアイヌ系日本人が良いところですが、利権を行使しまくっているこの不合理。納税者に説明できません。」このことをフェイスブック上で知ったのは私がスウェーデンのウプサラ大学に滞在していたときでした。私の大学時代の親しい後輩が道新にいましたので道新のデジタル版を全部送ってもらってその行方を追っていました。これは一体どうなるのか、研究者たちがどういうことを言っているのかにも注目していました。だいたいコメントしか出していませんでした。もちろん榎森先生とかは正当なコメントはされています。

したが、それだけでは十分ではないと思いました。それと同時に、金子議員の発言は、今日は常本さんの話もしますが、常本さんの言っていることとそんなに変わりません。ですからここはしっかりと対応しなくては行けないと考え、抗議文を直接送る準備を始めました。



そのことをウプサラ大学の同僚に伝えたら、「自分のサインが必要だったらサインをするからいつでも言ってほしい」と私をサポートしてくれました。しかし、とりあえず、私は一人で抗議文を作り、それをアイヌの友人にチェックしてもらい、金子氏本人はもちろん、自民党本部、道本部、マスコミの各社にも送りました。その後、誰からもレスポンスはありませんでしたが、最終的には北海道新聞が私の主張を文化面で掲載してくれました。それは、今日のお手元の資料に添えてありますが、2014年9月のことです。これについては当事者のアイヌの方々からずいぶんお褒めの言葉をいただき、私としても大変うれしく思った次第です。それから約2年経って、それまで論文はほとんど英語で書いていましたが、それだけでは足りないと感じ、ここにいらっしゃる北大の吉田邦彦先生にまずご相談をして、「そろそろ一緒に行動を起こしませんか」と言いましたら快諾をいただき、吉田先生が尽力してくださって、2016年の4月9日、アイヌ政策検討市民会議が誕生しました。こうして市民社会が国や道の主導するアイヌ政策を検討し、監視するプラットフォームができたわけです。

9月になると落合講演の問題がまた出てきました。この時も私はスウェーデンにいたのですが、札幌アイヌ協会の幹部の方から講演資料をいただき、個人で批判のコメントを書き、札幌アイヌ協会の質問状と一緒に送付していただきました。本人に渡っているはずですが、それは皆様のお手元に

資料として印刷していただいています。その後、11月5日、朝日新聞から常本さんのインタビュー記事が出ました。これに対しても私は批判文を書きまして、インタビュー記事ですのでひょっとしたらご本人がそうではないとおっしゃるかもしれないと考え、朝日新聞の担当記者に送付しました。しかし、全く対応はありません。朝日新聞の記者は電話をしても絶対に出来ません。ひどい話です。

私が取材をされる側に立ってわかったのですが、アイヌが直面する問題に対する市民社会の反応を伝えてくれているのは北海道新聞だけです。今日の集会に来られているから言っているわけではありません。本当にそう思っています。つまり中央各紙は政府の動きは報道します。ところが例えばアイヌ政策検討市民会議の集会などには、NHKの方は来られますが、新聞各紙は北海道新聞以外いません。北海道新聞の方は最初から最後までいてくださいます。色々な紙面の問題もあって記事は小さいですが載せてくれます。これはすごいことだと思います。最初から最後まで集会に参加して取材されるのは本当に有難いことだし、ジャーナリズムの名に値すると思っています。権力の監視をしないというのはジャーナリズムではない訳です。政府の広報誌になりますから。

さて、ここから本題に入ります。近年のアイヌ政策にとって重要な国の会議というのは二つあります。一つはウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会といいます。これは1995年から一年間続けられましたが、議事録が公開されていませんから、密室下の議論です。7名の委員の中で5名が研究者で、当事者のアイヌはゼロです。いくら今から20年前の話だといってもこれはあまりにもひどい。国連では、この頃、先住民族がリーダーシップを発揮して、先住民族の権利に関する国際宣言の草案を議論している最中です。にもかかわらず、日本においては、アイヌ政策の根幹を決める会議に当事者が一人もいないというのは、これは国際文書で保障されたFPIC原則に反しており、無効といわざるをえない。つまり、アイヌ民族

にすることがアイヌ民族の同意なしに決められるということはありませんということ。ではどうすればいいのかというと、国連の「先住民族の問題に関する常設フォーラム」をモデルにすればいいのです。つまり、常設フォーラムでは 16 名の委員の 8 名を政府側が推薦し、残り 8 名は先住民族側が推薦します。議長は先住民族です。それがアイヌ政策にかかわる意思決定の基準であるべきだと思います。また、先ほどの有識者懇談会の委員は日本では立派な経歴をお持ちですが、国際的には誰も知られていないでしょう。こういう研究者の報告書がアイヌ文化振興法の基礎になったのです。したがって、アイヌ政策を検討する際には、研究者や研究のあり方も問われなければならないのです。

私の考えでは、歴史、文化、権利、これらの 3 つが先住民族政策を構成する要素です。まず歴史から見ると、前に述べた有識者懇談会の報告書はこういうことを言っています。「アイヌの人々は当時の和人と関係において日本列島北部周辺、とりわけわが国固有の領土である北海道に先住していたことは否定できない」。「わが国固有の領土」なんですか、北海道が。しかし、これが政府の主張ですよ。こういうことがこの報告書の中に書いてある。これはその次の有識者懇談会すなわちアイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会の報告書に基本的には引き継がれていきます。また次の文言も同じです。「当時の政府も様々な対策を講じ、明治 32 年の北海道旧土人保護法の施行に至ったがその後の展開を見ると、いずれの施策もアイヌの人々の窮状を改善するために十分機能したとはいえなかった」。いかにも報告書はアイヌの人々のために北海道旧土人保護法を施行したかのようにいっていますが、それは明らかに植民地化の歴史に反します。これが有識者といわれる日本の研究者の歴史認識です。

次に文化です。文化の捉え方というのもお粗末です。彼らの捉え方によれば、アイヌ文化というのは、ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会の報告書によれば、「歴史的遺産」です。「歴史的遺産」にしたいのです。

報告書はさらに、「これを現代に生かし発展させることは、我が国の文化の多様さ」といって、すぐに自分のものに包摂しようとします。そして「豊かさの証となるものであり、特に自然との関わりの中で育まれた豊かな知恵は、広く世界の人々が共有すべきである」と結論付けています。アイヌの委員が一人もいないのに、どうしてこういうことを勝手に書けるのでしょうか？しかも「歴史的遺産」が最初に出てくること自体に非常に大きな違和感を覚えます。

それから法的措置です。先ほど触れたように、この懇談会の座長は伊藤まさみ正己^{まさみ}といって当時の東大教授で、その後、最高裁判事まで上りつめます。日本の社会の中では法学のエリート中のエリート。その人がいて、法的措置についてはほとんど検討していないです。少なくとも我々が見ることが出来る報告書では一切検討していません。その当時、国連では、「先住民族の権利に関する国連宣言」の採択に向けての動きがずいぶん高まってきていますから、一応それを意識はしています。報告書では、「見守っていく必要があると考えられる」が「我が国におけるアイヌの人々に係る新たな施策の展開については、我が国の実情に合った判断をしていく必要がある」と書かれています。これも次の有識者懇談会の報告書に引き継がれています。まったく変わっていません。つまりアイヌ政策を策定するにあたって、「国際法は無視しましょう、自分たちの政治的な問題として考えましょう」ということです。

その当時、1996年ですから、日本では二風谷ダム裁判が世論の関心を集めて行われているときです。その判決と比べると、有識者懇談会の報告書の問題点がよくわかります。判決には「アイヌ民族は、我が国の統治が及ぶ前から主として北海道に居住し」と、先住民族の国際的な判定基準にしたがって、「我が国の統治が及ぶ前から」と書いてあります。そのうえで、「独自の文化を形成しており、これが我が国の統治に取り込まれた後もその多数構成員の採った政策等により、経済的、社会的に大きな打撃を受け

つつも、なお民族としての独自性を保っているということが出来るから、先住民族に該当するというべきである」とつづきます。国際的な研究者の会議ではカルチュラル・ジェノサイドという言葉が使われますが、これは文化的大量殺戮という意味です。要するに植民地主義下で先住民族に対して行われたことはそれほどのこととして受け止めなければならないということです。そういう中で、アイヌ民族がなんとか文化を繋げていたことは、素晴らしいことではあると思います。したがって、判決では、「国としては、過去においてアイヌ民族独自の文化を衰退させてきた歴史的経緯に対する反省の意を込めて最大限の配慮をなさなければならないところ…」と明確に書かれています。これが植民化による、吉田先生もよく言われるような、歴史的不正義。一言で歴史的不正義と言って片付けますが、日本政府はカルチュラル・ジェノサイドに等しいことをやってきているわけです。それに対する謝罪、補償が必要です。反省もそうですが、その後に謝罪と補償です。二風谷ダム判決はそこまでは踏み込んでいませんが…。

文化について判決は、先住民族の文化の特徴というのは「自然と共生し、自然の恵みを神と崇める中から生まれたものであるから、当該地域のこれらアイヌ文化とそれを育む土地を含む自然とは切っても切れない密接な関係にある。」と、とらえています。歴史的遺産ではありません。こういうとらえ方は少なくとも私が出ている国際会議では当たり前のことです。ところが先ほどの報告書はまったく違います。そして法的措置についても、判決は「本件事業計画の実施により失われる利益ないし価値は、市民的及び政治的権利に関する国際規約 27 条や憲法 13 条によって保障されている少数民族であるアイヌ民族の文化享有権であり、その制限は必要最小限度においてのみ許される。」としています。つまり、判決では、二風谷ダムによって失われる価値はアイヌ民族の文化享有権であるということが明示されています。たった二人の、トータルでは三人のアイヌの原告ではありましたが、判決は集団的権利に言及しました。その三人の権利の回復ではあり

ません。アイヌ民族の文化的享有権です。これはまさに、冒頭にカムルル・ホサインの話の際に申し上げたように、国際法に依拠した判決であります。この判決には限界もあります。今日はちょっと時間がありませんので残念ながらお話できませんが…。

さて、これからアイヌ政策の立案にかかわってきた何人かの研究者、佐々木高明さん、伊藤正己さんをはじめ、落合研一さん、常本照樹さんらがアイヌ政策についてどのようなことを発言しているのか、そしてまた日本民俗学会や日本学術会議といった研究者集団がアイヌ政策をどうとらえているのかということに焦点を当てて、批判的に見ていきましょう。そうすることによって政府に協力的な研究者の問題点を浮き彫りにしたいと思います。

佐々木高明さんは、先ほどもパワーポイントで示したように、ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会の委員の一人です。当時は国立民族博物館の館長でした。佐々木さんは2002年11月に行われた「アイヌ文化振興法制定5周年記念フォーラム」において、「アイヌ文化振興法には二つの重要な歴史認識がある」と自画自賛しています。「一つはアイヌが歴史的に日本列島北部の先住民であるという認識が確立されたこと。二つ目は、近世・近代の歴史の中で、アイヌの人々には様々な受難の歴史があったことを認めたこと。」では、なぜ謝罪や補償をするよう政府に勧告しなかったのですか？と問いたくなります。少なくともフォーラムで「その点までは及ばなかった」という見解は示されていません。また、このフォーラムの議事録を読んでいくと、こんなことも書いてありました。「ウタリ懇の座長をしておられた伊藤正己先生… 日本国憲法に記されている人権というものは、あくまでも個人に関わるものであって、集団の人権というものには規定がない…。また、法の下での平等ということと集団の権利をどのように調整をするか、というような問題も憲法上残っているということです。」もしこれが本当であれば、こういう人が東大の法学部長をやり最高裁の判事ま

でやったというのはいったいどういうことなのでしょうか。私は現在、アイヌ政策と北欧のサーミ政策との比較研究を進めていますが、例えばノルウェーの 1970 年代くらいまでは日本にかなり似ています。当時、ノルウェーの先住民族サーミの人たちもノルウェーの厳しい同化政策すなわちノルウェー人化政策の影響を受けていました。ところがサーミが結束してサーミの土地に計画されたアルタ・ダム建設に対する激しい反対運動を展開した結果、80 年代に入り、ダムはできたものの、サーミ法に関する委員会ができます。政府がそれを作りました。その座長はノルウェーを代表する大学、オスロ大学の法学部長で後に最高裁長官になったカーステイン・スミスです。スミスはその委員会の中で、国際人権法に依拠して、サーミの権利を明記したサーミ法を提案し、憲法 110 条 a にもサーミ条項を追記することを進言しました。その後、国会がスミス委員会の答申を受け入れ、サーミ法によってサーミの自決権、一部制限はありますが、少なくとも文化や権利に関する自決権の象徴であるサーミ議会ができました。ノルウェーとの比較で日本のアイヌ政策をみると、こうして政策そのものも研究者の役割にも大きな隔たりがあると言わざるを得ません。

佐々木さんはまた、二風谷判決をどう思っているか、私がお場にいたらお聞きしたいところです。先ほどお見せしたように、二風谷ダム裁判では集団的権利を日本の憲法 13 条から導き出しているのですから、日本の憲法と何も矛盾してないのです。憲法 14 条の法の下での平等にも矛盾しません。しかし、政府は一貫して二風谷ダム裁判を無視しています。自分たちに都合の悪いものは全部無視するのです。二風谷ダム判決は、常本さんが委員として加わっている、アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会が 2009 年 7 月に公表した報告書の中にも出てきません。私は、人種差別撤廃条約の一般勧告などを読んでみると心があらわれます。人権の真髓のようなことが書いてあります。こういうものを読めば、当時でも、法の下での平等というのは機械的なものをいうわけではないということがはっきりと

書かれています。そういう虐げられた人々あるいは集団なら、その人たちに対する特例措置というか、そういったことは決して法の下の平等に反するものではないと書いてあります。なぜ、伊藤さんがこのようなことをご存知ないのか、私には理解できません。

こういう人たちがアイヌ政策をつくってきたのです。私はいつも怒りを抑えながら論文を書いています。日本民俗学会、文化人類学者が中心ですが、その会長、山下晋司・東大名誉教授は私とは逆に歓迎しています。山下さんは、当時の官房長官、梶山静六に宛て、「日本におけるアイヌ民族の地位の向上と生活の改善に向けてこのような報告書が出されたことを、世界の民俗と文化を研究するものとして、私たちは大いに評価する」という声明を送っています。問題だらけのウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会の報告書をこうやって持ち上げているのです。これはあまりにもお粗末です。これは必ずしも個人で出したわけではありません。「私たちは」となっているので会長の名の下に学会が出しています。学会員がこれに対して異議があればそれはきちっと言うべきですが、どうなっているのでしょうか。

2009年7月、アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会が報告書を公表した直後にも日本民族学会は声明を出しています。それを見るとその目的は、文化振興法を利用して自分たちの研究費を獲得したり、あるいは大学のポジションを増やしたり、そういうことを求めていることがわかります。文化人類学者は長年アイヌの人々を研究対象としてきたことに対し、謝罪をしなければならないというのに、いまだにこのような状況です。今日は「アイヌ政策を蝕む研究者」がテーマですが、その外側にはこのように「アイヌ政策に群がる研究者」がたくさんいるのです。

私から見れば、アイヌ文化振興法に評価できる場所は一つもありません。とにかく権利を認めていない。そもそも先住民族としてさえ認めていないのですから。そのうえ、アイヌ文化を文化的所産に限定している。こ

れは二重の意味で問題があります。二風谷ダム裁判では判決文の本文の中にこういうことが書いてあります。「他民族に属する人々はあれこれ論ずることなく謙虚に敬意を払う必要があるというべきである。」これはチノミシリについての記述です。「他民族をあれこれ言うな」。これが民族の自決権です。残念ながら裁判では自決権まではふれていませんが、文化享有権の中に自決権は当然のことながら入りますから、そのことを示唆していると思われま

す。それから非常に奇異に思うのは「国や地方自治体がアイヌのための施策を推進するよう謳って」いることです。これは違うんですよ。国際人権文書では先住民族の人たちがその権利を行使できるような条件を整える、そういう義務が国にはあるとなっています。権利を認めれば当然、国側がその権利を保障する義務が生じますから。日本の場合、アイヌの権利は一切認めず、国は自分たちがやるよというわけです。全く逆です。そして第4条では、「アイヌの意思を尊重するよう求めている」、アイヌの人たちの声を真摯に受け止めると書いてお茶を濁しています。本来は、文化を振興するのは当事者であって、国や都道府県は条件を整備する、国際人権文書ではそうなっているのです。

さて、今回、講演を準備するにあたって改めて猪熊重二先生の文章を読み直してみました。猪熊先生というのは弁護士出身の元参議院議員で今は亡くなられています。たぶんここにおられる方でお名前をご存知の方はいらっしゃらないと思いますが、二風谷ダム裁判の弁護団の一人です。とはいえ、当時参議院議員でしたから、裁判にはあまり関わっていません。ただ貝澤正さんが事業認定の不服申し立てに建設省に行った際、建物の中には入れてもらえましたが冬の寒い時期なのに暖房もついていない部屋で長時間待たされました。当時、貝澤さんは体調を崩していましたがなんとか我慢していました。それを知った猪熊先生が、建設省に「何をやっているんだ、そんな非人道的なことが許されるのか」と言って、ようやく暖房が

入りました。清水裕二さんたちが遺骨問題で北大に行ったときの北大の非人道的な対応を知り、私はすぐ貝澤正さんが味わったことと同じことを、北大はやっているのだと思いました。

猪熊さんはまたこういうことも言っています。「アイヌ文化振興法は、アイヌ民族の民族としての権威・尊厳を認めたものではなく、少数先住民族であるアイヌの人々に民族固有の権利として土地・文化・宗教に対する具体的権利の回復を保障したものではない、悲しむべき援助法である。私はこのような援助法を制定するくらいであるなら、北海道旧土人保護法を廃止すべきではなかったと考える。北海道旧土人保護法は、日本の近代百年における恥ずべき文化遺産として、世界の嘲笑の中に残置されるべきが相当であった。」こういう非常に厳しいことをおっしゃっています。私もまったく同感です。

それからアイヌ文化振興法以降、色々な動きがありますが、国際的には「先住民族の権利に関する国連宣言」が採択されます。横田洋三さんもどういふことを言われているかなと思って、北海道ウタリ協会と北海道大学アイヌ先住民研究センター共催の2008年6月28日の「先住民族フォーラム」での講演録を読みました。言葉遣いは慎重で、的をついたところもあります。ただ私から見るとやはり政府よりの発言があつて、国連の色々な状況を見たということでお話されていますが、どうもあまり研究的な成果がそこにはありません。研究者というのは自分の研究に基づいたことをどのような場面でも発言しなければいけないと思うのですが…。

さて、アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会の報告書に戻りますと、先ほども言いましたように、基本的にはその前の有識者懇談会すなわちウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会の報告書を踏襲しています。新しいこととしてはアイヌ民族を先住民族として認めると書いてはあります。しかし、その他はだいたい同じです。そして委員には一人のアイヌが入っています。北海道アイヌ協会理事長の加藤忠さんが入っておられます。し

かし日本人研究者が8名中5名を占めています。非常に歪んでいます。先ほども言いましたように、これは意思決定としては国際文書に反します。たった一人のアイヌに民族全体を代弁することは期待できません。私も工業大学の中でたった一人の文系の副学長・理事として働きましたが、意思決定において一人というのは非常に厳しいです。先住民族、アイヌ民族を含めた先住民族は国際法によって守られているわけが、それに照して日本の状況を見たとき、正義が貫かれているとはとてもいえません。ですから歴史的な不正義とっていますが、不正義が現代でもこうやって続いていると考えなければなりません。

また国連宣言についても、「国連宣言を参照するに当たっては、同宣言の関連条項を参照しつつ」、「我が国の実情に合わせて」ということが盛り込まれています。自分たちの都合の良い所だけは、参照するというのですが、先ほども述べたように、世界の国際人権法の会議とか先住民族に関する国際会議では、こういう議論はありません。日本政府は、国連宣言よりも国の実情を政治的に、アイヌは少数で弱い立場であるから、まあ懐柔策を用いればなんとかなるだろうと、考えているのでしょう。日本では市民社会でもマイノリティへのバックアップ体制が貧弱ですから、結局アイヌのことはアイヌだけ、それは当事者がやるんでしょうみたいな、私も含めてですが、今はそれを反省して出来る限りのことをしようと思っていますけれども、そういう流れになっている。また日本学術会議は「アイヌ政策のあり方と国民的理解」という報告書を2011年9月15日に出しています。しかしながら、それはただ現状を踏襲するだけで、法的検討をほとんどしていません。国際人権規約・自由権規約、先ほどの27条です。国際人権規約・自由権規約というのは市民的、政治的権利です。あるいは社会権規約の15条の1のaというのは先住民族文化の保護にとって非常に重要です。これは人種差別撤廃条約も重要です。これらはいずれも先住民の文化や差別などとかかわりの深い国際人権法ですが、それらへの言及が一切ありま

せん。日本学術会議もこの程度なのです。

常本さんは、色々なことをおっしゃっていますが、一番問題だと思うのは、日本型先住民族政策です。これについては弁護士の市川先生が批判されていますが、常本さんは、「アイヌは国連宣言が掲げているような自決権や土地に対する権利を有する実態的先住民族ではなく、文化の回復を目指すべき手続的先住民族である」と言っています。学問的に先住民族の区別なんてないですよ。こんなことでだまされてはダメです。「何を根拠に言うんですか」と、機会があったら、皆さんにぜひ質問していただきたいです。

先住民族の文化的権利に関して世界の先頭を走る研究者の一人、シーグフリッド・ウィースナーは常本さんとはまったく逆のことを言っています。「土地を失った先住民族」、アイヌのように徹底的な破壊を受けて土地を失った先住民族であっても有機的な集団であるから、集団の権利が認められると言っているのです。もし常本さんがきちんとした国際的な学会や国際的なジャーナルにアクセプトされたことを主張するのであれば、それは問題がありません。研究者の言動はそういう意味において厳しく制限されるのです。しかし、環境問題でもそうですが、真実を隠蔽する人たちというのはまともな研究をしていませんから、研究成果に基づかないで記者会見をしたりします。常本さんの場合も、国際的な論文がないわけですから、日本型先住民族政策は常本さんの妄想にとどまっているといってもいいと思います。研究者というより政治家の発言といたらいいかもしれません。

常本さんはまた、「アイヌ文化振興法は」云々と書いて、一応形の上ではシンパシーを示していますが、狭義の文化に限定してその振興を図っている。しかも「本来の文化とは」として広辞苑を引用するんですよ。いくら日本学術会議が編集をしたエッセイ、学術論文ではないとしても僕だったら絶対に書きません。研究者であればやはりその根拠としてはそんなところに置かない。しかも広辞苑のいう文化というのは日本文化の一般的な文

化の総体について言っています。先住民族文化というのはそれとはまた違う独自の文化だという認識が世界でなされているわけです。ディスティンクト（独自性）ということが必ず言われます。そういうことで独自の文化を念頭に入れたものではありません。台日原住民族研究フォーラムでも信じられないことを言っています。もう時間がありませんので、十分な説明をできないのが残念です。

今回の落合さんに関しては、歴史家の瀧澤先生たちが歴史認識の問題点を検証すると聞いていましたので、私はそれ以外の部分を検討し、先ほども言いましたように、コメントを書いて、落合さんに渡してもらいました。中でも民主主義の理解が研究者の域には到底達していません。それは多数決原理を強調するもので、常本さんが言っていることと同じなんです。つまり、「国の政策というのは基本的に民主主義国家である限り多数決で決まるわけですから、多数決で決まるということは、どうがんばっても少数に過ぎない先住民族を含む少数民族の利益というものが、その多数決を原則とする政治過程の中でそう簡単に実現するはずがない。」だからアイヌは、踊りや歌を披露して、多数派の理解を得るようにしなさいとなるのです。

先ほどの猪熊さんの言葉を引用すれば、本来は、「民主主義の具体的原理である多数決原理は政治の世界で妥当する原理ではあっても、世の中のすべての出来事を決定するための唯一の原理ではない。すなわち人は人であるが故に保有している基本的人権は、正に、多数決原理によって侵すことのできない天賦の権利である。例えば、人の内心の自由や信教の自由など、その正否・当否を多数決原理によって決定することはできない。」ということなのです。つまり、アイヌ民族が過去、現在において直面してきた問題は人権問題であるにもかかわらず、落合さんや常本さんは、まるで政治家のように国内の政治問題に矮小化しようとしています。私の理解では、現代民主主義は、「多数決原理によって民衆の意思を保障するとともに、多数派が権力を乱用し、少数派の意思を阻害できないような制度、そして人権

の保障を内在するシステムへと進化した。少数派への権利保障が根幹になければならない。」と思われます。したがって、国際社会においては少数派や先住民族の権利保障に関する条約や文書が数多くつくられ、先住民族に限れば、自決権を中心とした集団的権利を保障する段階まで来ているのです。

※ 時間の制約によって、私の講演はここで終わってしまいました。私の時間管理が失敗したためです。今、テープ起こしの講演録をチェックする機会をいただいたので、なぜ、「研究者」の不正が許されるのかということについて簡単に付記しておきたいと思ひます。

第一に、日本のように縦割りの学会が研究活動の中心にあると、学閥などによって研究者は先輩後輩の上下関係のなかからめとられ、自由闊達な議論がしにくい傾向にあります。人文社会系の場合は、とりわけ書籍の出版や大学の研究紀要が中心であり、十分な査読が行われているとは言い難い状況です。また、海外のジャーナルに投稿する研究者は、理工系と違って、極めてまれにしかいません。したがって、研究者が相互批判をせず、世界からも切り離され、他の研究者の発言への批判を控える風土があると思われます。

第二に、一般市民やメディアは、研究者の評価をするのは難しいですから、大学名や地位などによって研究者の力量を判断しやすいと思われます。ところが近年、各大学はそれぞれの研究者の研究業績を、まだ不完全とはいえ、ウェブサイト上に公表するようになりつつあります。したがって、少なくともメディアは環境問題からの教訓を踏まえて、研究者にインタビューをしたり、取材したりする際は、そうした業績をチェックする必要があると思ひます。そうしないと虚偽の言説を振りまくことに加担することになるからです。

第三に、インターネットの発達によって、新聞やテレビといった報道機

関が情報を独占できなくなりましたが、反面、ネット上には科学的根拠のない言説が溢れています。ネット上のどんな記事を読む場合にも、何が正しくて、何が間違っているかということの判断を絶えず迫られているにもかかわらず、そのような手段が見つからず、虚偽の情報が見過ごされているように思われます。したがって、市民社会の中から政府の政策やそれを支える研究者の言動を監視する組織が生まれ、社会的信頼を得ることが望まれます。

〔まるやま・ひろし〕

スウェーデン・ウプサラ大学名誉博士・客員教授、室蘭工大名誉教授
北欧を拠点に研究活動を展開。「環境とマイノリティ」政策研究

Ⅲ. 報告1 間違いだらけの落合講演

平山 裕人

田舎の窓際の小学校教員が言うのもどうかと思いますが、落合研一さんの講演を知ったとき、天下の北大の先生、政府のアイヌ政策の座長に失礼ながら、「こんな誤りだらけの、アイヌ史のイロハもわからない人を批判しても何にも始まらない。こんな講義を受ける北大の学生もかわいそうなものだ。」と思いました。



しかし、落合氏がアイヌ政策の座長を担っていること。北大の常本氏が

落合問題で新聞記者に圧力をかけたり、北大法学部の先生たちに根回しをしたり、北海道アイヌ協会のリーダーと会っては手打ちを謀ろうとしたり、およそ学者とは思えない工作、裏でありとあらゆる政治工作を使っていること。なりふりかまわず、落合氏を、そして何よりもその自分の権力を守ろうとしていることを知りました。さすが政治家と言うか、権謀術数の名人です。と言っても、彼のやりかたはただ一つ、それぞれのリーダーと落とし所を裏で探る、それだけです。そんなことを知って、ささやかながら、一言言わなければならないと思いました。

「教科書のアイヌ民族記述を考える会」では、28項目の質問状を出して、回答を求めましたが、返事は来ません。再度、督促状を出しましたが、それでも返事はありません。会ってほしいと要求しましたが、無視です。常本さんが落合さんに「回答するな」と言ったらしく、ついに何ら回答がありませんでした。さすが常本さんです。

まさか、全く回答を示さないまま、これらの指摘をもとに文を書き直し、推進機構の冊子に講演内容を書き直して載せようとしているのではないかと恐れています。

前置きが長くなりました。本筋に入ります。

落合講演の批判について、大きく四つの視点から説明します。

一つ目は「単純な史実の間違い」です。

二つ目は政府の「有識者懇」史観の問題、「有識者懇」の間違いをそのまま受けていることです。

三つ目は「差別」発言です。

四つ目は「これがアイヌ政策に反映されたら大変だ」という問題です。

それではまず「単純な史実の間違い」から説明します。

質問1をご覧ください。「鎌倉幕府成立後の時代(12世紀末)と言って、アシハセ(7世紀)とか『日本書紀』(720年)が出てきますが、時代の

前後を間違えていませんか」

何と落合さんの講演では、鎌倉幕府成立の後に『日本書紀』が書かれたことになっています。これは小学生でも間違いだとわかります。

質問5をご覧ください。「蠣崎慶広が豊臣秀吉を訪ねて・・・松前姓に改める」というところです。豊臣秀吉が蠣崎氏に「かわいいやつだ」と言って、松前の苗字を与えたと落合さんはお話しています。実は蠣崎から松前の苗字になったのは1599年、秀吉が亡くなったのは1598年です。もう死んでいる秀吉がどうやって、「かわいいやつだ」と言って、苗字を与えるのでしょうか。

質問11です。1854年の「安政の4カ国条約」というものはありません。高校の日本史を取っていれば、1858年に日米修好通商条約に代表される「安政の5カ国条約」が結ばれたことは習います。従って、これは大学入試程度の誤りです。

質問16です。「土農工商」の身分について説明していて、私たちもそういう身分が江戸時代にあったかのように習いましたが、今ではその説は採っていません。2000年ころから「土農工商」の記述は教科書からなくなり、現在では小学校の教科書でも、中学校の教科書でも「土農工商」という記述自体がありません。落合氏は現在の歴史の学説を知っているのでしょうか。

まだ、誤りがたくさんありますが、私に与えられた時間は15分ですから、次に行きます。

次に「有識者懇」史観の問題について、紹介します。

まず質問2です。

「蝦夷は東北地方北部を指し、・・・北海道の事を・・・視野に入らなかった」というところですが、これは「有識者懇」の報告書に書かれています。「有識者懇」には北大アイヌ・先住民研究センター客員教授の佐々木利和さんもいて当然、目を通したはずですから、彼も間違ったのでしょうか。

『日本書紀』などの六国史に出てくる「渡島蝦夷^{わたりしまえみし}」は北海道のアイヌと見てよいはずですが。間違った「有識者懇」報告書を真に受けてしまったということでしょうか。

質問20の「北海道土地売貸規則・地所規則」の説明は後で瀧澤さんが詳細に説明されますので、ここでは述べません。

次にアイヌ民族に対しての「差別」的な言動です。

質問4として、「コシャマインの乱」「シャクシャインの乱」と言っていますが、「～の乱」という言い方は1970年代にはなくなっていった用語です。高倉新一郎さん（1902～1990、北大教授・アイヌ史研究家）の時代に「寛文蝦夷^{かんぶんえぞ}の乱」などと言う言い方をしていましたが、「世の中を乱したのはアイヌ」という捉え方をした、日本人を中心にした見方なので、今ではこの語は使わなくなりました。若い研究者の落合さんがなぜこういう用語を使うのでしょうか。北大アイヌ・先住民研究センターの用語なのか。

質問15です。落合さんは、千島・樺太交換条約でサハリンから強制移住させられた対雁^{ついでかり}（江別市）のアイヌは気象環境のため大勢が亡くなったと説明しています。しかし、アイヌ史を少しでも学んでいたならば、対雁^{ついでかり}のアイヌは天然痘で一気に亡くなったことは常識です。わざと、環境のせいにしてしているのでしょうか。

一番ひどいのは質問19です。落合氏は明治政府がアイヌ民族に禁止した「家焼きの風習」について、明治政府の名を借りて「人が住むたんびに家燃やすなんてアホじゃねえのか」と言っています。アホとは誰のことですか。アイヌ文化や歴史を語るときに、このような表現はきわめて不適切だと思いませんか。この表現はひど過ぎませんか。

次に「これがアイヌ政策に反映されたら大変だ」ということについての

質問です。

質問6です。落合氏は家康の黒印状から「幕府としてはその土地を私たちが支配しているんだという認識があったのかなあ」と言っています。これは大問題です。近代になって、つまり1869年にアイヌモシリを北海道と改称して、日本の一部にしたという史実を否定するものです。あたかも江戸時代の初めから日本の一部だったという解釈をするので、今の先住権の根拠となる歴史認識を否定したのと言えます。

質問24です。旧土人保護法を廃止し、アイヌ文化振興法にしたのは法律の名に「土人」という冠が付いているからとしています。アイヌ民族が1984年以来の先住権を求める闘いの中で、まずここまで勝ち取ったという視点がわざとかどうか知りませんが全くありません。アイヌ民族の運動は全くなかった、アイヌの現代史の無視そのものです。



質問26です。明治政府は「さりげなく北海道に入れてしまった」そうです。日本が一方的にアイヌモシリを日本の植民地にしたという認識が少しもありません。私はアイヌ文化振興財団の小学生用副読本で、このことを執筆したのですが、道議会で小野寺^{まさる}氏、国会で義家弘介^{ひろゆき}氏の攻撃にさらされました。アイヌ文化振興財団は編集会議も開かないで、一方的に文を書きかえ、アイヌ文化振興財団の中村理事長、北大アイヌ・先住民研究センターの佐々木利和氏らも、書きかえに賛同しました。多くの署名によって、あるいはアイヌの人たちの訴えによって、この文は元にもどりました。

た。ただ、その後は、道教委の指導主事が学校に来るたびに、校長に「平山は何かしていないか」と言い、監視され続け、学級担任からはずされ、干されてきました。今年度の2学期になって、やっと担任に復帰できました。それを、こんな軽い、安易な言葉に変えてしまうなんて、落合氏の歴史認識の浅さを示しています。

さて、結びに入ります。今から86年前。1931年のことです。ここ、札幌の地で、バチェラーの呼びかけで、全道アイヌ青年大会が開かれました。このとき、和人の喜多章明きたしょうめいが中心になって、戦前の北海道アイヌ協会が承認されました。それまでの差別、同化政策に対峙する、「アイヌとして生きる」という流れ、知里幸恵ちりゆきえ、吉田菊太郎きちきくたろう、違星北斗いほしほくとという流れの、戦前の一つの到達点となりました。この時、バチェラーや喜多の思惑とは別に、アイヌの青年たちの大きな議論がされたようです。しかし、その後は、民族運動はすっかり萎んでしまって、アジア・太平洋戦争にかき消されてしまいました。

今回の集会、落合研一講演に対する集会は、そのときに類するものになるうとしています。今日、ここに、「今の先住民族政策はおかしい」という人々が集まった感があります。その意味では大きな意義があります。

ここを一つの地点として、土地・資源・領域の権利、集団としての権利までの先住権を獲得する闘いになっていくのか。または中村睦男～佐々木利和～常本照樹～落合研一のラインが画策するアイヌ文化の保護・発展だけに留まるのか。つまり、この集会を一回やってガス抜きに終わって、あとは粛々と「有識者懇」史観ラインで終わってしまうのか。はたしてどちらに向かっているのでしょうか。そんな思いで、今日の集会に参加させてもらいました。せっかく全国の人たちが集まったのです。ぜひ、有識者懇路線で終わらないでほしいという想いを込めて、私の発言を終わります。

〔ひらやま・ひろと〕 『アイヌ民族：歴史と現在』編集委員、小学校教員、

IV. 報告 2 落合講演の背景にあるもの

有識者懇談会報告の「地所規則」
じしよ

「北海道土地売貸規則」に関する言説を中心に

瀧澤 正



私の報告は「なぜ落合講演を問題にするのか」という点に絞って、特に「地所規則」「北海道土地売貸規則」をめぐる言説についてお話いたします。落合氏の講演はいわゆるタメ口風の乗りで語られているためにかえって背景にあるものをあからさまに暴露しているように

見えます。

まず、この1872（明治5）の二つの土地法規の持つ意味は何であったか確かめておきたいと思います。

1869年に、成立したばかりの明治政府はそれまで「蝦夷地」—アイヌ民族は、「アイヌモシリ」と認識していました—と呼ばれていたこの土地を「北海道」と改称しました。それはこの土地を日本領土とする宣言でした。1872年には明治政府が「地租改正」に着手します。ヨーロッパの近代的な土地所有と税制の模倣と導入が始まります。北海道にもおよびできます。これに応じて初めて布告された土地法規がこれらの規則です。当時としては、国家からの命令としての法律でした。その歴史的意味を概括しますと、アイヌ民族がその歴史の中でこの土地—大地・自然と言っていいかもしれません—と結んできた関係をまったく無効として解体し、土

地を断片化して個人の所有するものとして売り払うことでした。これを近代的土地所有制または私的土地所有制とよんでいます。この制度の実施自体がアイヌ民族にとっては受け入れることが出来ない「暴力」—法による暴力—でした。

「北海道土地売貸規則」の第一条は、北海道の全ての山林原野—明治5年の時点で既に個人の私有と認められている土地及び官が使用している土地を除いた—を希望する者一人当たり10万坪を限度として売却するもしくは貸し与える、というものでした。この規則は、中央政府の太政官から全国に布告されました。主に、本州以南の府県の住民に対する北海道への移住を勧奨するねらいがありました。

これに対して「地所規則」のうち第1条から同7条は、開拓使が自らの管轄する北海道内に居住する者に達した布告です。そのうち、第6条までは現在北海道内に在住している日本人（和人）に対するもので、現在使っている—住居・倉庫・漁場（海岸・河岸の地面です）または開墾した耕地—は無償で所有権を認め、その証書である「地券」を渡す。土地税は5年間免除する、とするものです。

注目したいのはアイヌに関する第7条です。条文を読み下しますと、「アイヌの人々が現在まで狩猟をしたり魚を捕ってきた場所および木材などを切りだしてきた土地（山林）は、個人もしくは村—コタンを意味するでしょう—の共有として所有権を認め「地券」を渡す。土地税は15年間免除する。」—見アイヌにたいしては優遇しているように見えます。しかし、この第7条は実施されませんでした。規則は法の大筋を示し、具体的な実施のためには施行規則などが必要ですね。札幌の開拓使本庁は明治7年に規則の第7条を含む施行案（「心得」と言っていた）を作成し、開拓使東京出張所—開拓次官黒田清隆がおりました—に上申しましたが、「売貸規則」のみ施行せよと言うのが答えでした。つまり第7条の実施は拒否されたわけです。

その後1877（明治10）年に、1872年（明治5）の「地券」（この年の干支を取って壬申^{じんしん}地券とよばれていた）は切り替えられ、土地税額の書き込まれた本地券が交付されます。この事業の実施のために新たに「北海道地券発行条例」が制定されました。その第16条で「アイヌ居住の土地」は「官有地第三種」に編入されます。この「官有地第三種」という地種は「まだ個人の所有が決まっていない土地・山林」のことで、「希望の者に売り払うまたは貸し与える」とされているのです。これについて研究者の中には「官有地にすることでアイヌの居住地が保護されることになった」と好意的に解釈する向きもありますがそうではなく、所有権のないアイヌは行政や和人の都合でいつでも立ち退かされる土地であったのです。後に、多くのコタンが強制的に移動させられるのはこの法的位置のためでした。理不尽な措置が合法的におこなわれたのです。

さて落合氏ですが、このところをなんと言っているか。「和人もアイヌも同じ平民だからどちらにも所有権を設定するから、ここは私の土地ですよと設定しに来なさいと言っているわけですがアイヌの人にはそれが解らないんですね」「土地を登録してくださいねと言ったんだけど、結局アイヌの人々は事実上今支配している事で十分だと考える」（勝手な憶測をまじえて言っています）—後に、札幌アイヌ協会から、アイヌに対してアイヌ語で丁寧に説明したのかと質問されたのに対し、「それはしなかった」と答えています—。

この落合氏の説明は、彼のオリジナルではなく、その発生源は2009年の「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会報告書」（以下、「有識者懇報告」）にあります。「有識者懇報告」はこの種の文書には珍しく、歴史認識の記述に踏み込んでいます。「有識者懇報告」の「③近代的土地所有制度の導入とアイヌの人々」に次の記述があります。「（地所規則第7条を取りあげ）アイヌの人々が使用していた土地についても新たに所有

権を設定し、付与することになった。しかし、申請に必要なアイヌの人々の戸籍の完成が明治9（1876）年であったこと、上述のようにアイヌの人々には、近代的な意味での個人的な土地所有の観念がなかったこと、文字を解する人がごく少数であったことなどから、この規則により所有権を取得した人はほとんどいなかった。」これは歴史偽造の現場と言わなければなりません。地所規則第7条があたかも条文通りに執行されたかのように述べています。第7条の条文—地所規則全体も同じですが—には「戸籍」を地券付与の条件とは記載が無く、施行規則も先に見たとおり作成されませんでした。開拓使文書のどこを探しても第7条が施行された痕跡を見つけ出すことが出来ません。「有識者懇報告」が言うように戸籍が編成されていない対象に対して戸籍を地券付与条件にした法律ならば、始めから法律の体をなさないことなど高校生でも見破ることが出来る欺瞞です。

さらに、「近代的所有観念の不在」「アイヌの日本語力の欠如」を指摘するに至っては、アイヌ民族の社会・文化の独自性を捨象したうえで、アイヌ民族に「近代に遅れた者」というレッテルを貼り付ける卑劣な差別表現と言わなければなりません。

「先住民族の権利に関する国際連合宣言」（以後、「宣言」）の樹立につづく2年後に、政府の答申によって日本における「先住民族政策」の指針を示すはずの文書—有識者と言われる人たち8人の合議による—が歴史偽造と時代錯誤の記述ですから、その影響は大きい。この「有識者懇報告」は、以後の先住民族政策の基底に「土地所有権を取得できなかったのはアイヌ自身のせいなのだ」という歴史認識—虚偽の—を据えたわけです。

落合氏はこの文書の下流にあつてそのイデオロギーの宣伝にこれ努めました。国連「宣言」後2年目にして出されたこの「報告」は、世界の先住民族運動がもたらした成果に衝撃を受けた政府が、日本国内に普及するこ

とを阻止するために一部の知識人を動員して作成した政治的ねらいを持った文書です。文書作成に参画した有識者の一人北大アイヌ先住民研究センター長の常本氏の主張する「日本型先住民族政策」論とぴったり符合しています。核心は「日本の近代国家形成途上でアイヌ民族に加えた国家的責任」の隠蔽、「先住民族としてのアイヌ民族の先住権を回避した先住民政策の施行」です。

このような「有識者懇報告」の下におこなわれようとしているアイヌ民族政策は如何なるものになるのでしょうか。その一端を落合氏の言説からうかがい知ることができます。氏は札幌アイヌ協会からの質問に答える文章の中で、北海道旧土人保護法に対する批判に対して次のように応えています。「（現在）アイヌにたいする新しい法律が必要であると指摘されています。この立法目的を達成するためには北海道旧土人保護法にあったような生活費の給付・学費下宿費用の給付なども含まれてくるでしょう。それにもかかわらず（同法が）諸悪の根源でありつづけるならば、いずれアイヌ民族が北海道旧土人保護法を全否定していると言うことは、給付政策もまったくいらぬということだから、アイヌ文化振興法以上のアイヌ政策は必要ないという議論を招きかねません。」アイヌの人からの旧土人保護法批判を、一方的に「全否定」「給付政策もまったくいらぬ」とねじ曲げ書き換えた上で、「アイヌ政策は必要ないという議論」つまりアイヌ政策に反対の一部市民の声を持ち出して反論しています。ここに陰險な恫喝が見て取れます。それだけではなく、彼もその一員として進められようとしているアイヌ政策が、国家によるアイヌ民族にたいする「ほどこし」としておこなわれつつある姿を図らずも暴露するにいたっています。

最後に、中学校・高等学校の教科書には「近代的土地所有制のもとで北海道の開拓が進むと、アイヌの人々はだんだんと住む土地を失っていききました」という文章が散見されます。先に引用した「有識者懇報告」

の論理です。このような語りは「有識者懇報告」の「権威」にしたがって今後さらに一般化する可能性があります。この文章を特段の配慮もしないまま教師が教えるならば、教育実践を通じて、「優勝劣敗」的歴史観全国の若い世代にすり込まれて行くことが心配されます。それはアイヌ民族の歴史に対して誤った認識、新たな差別思想の再生産となることを恐れます。

〔たきざわ・ただし〕 北海道史研究者、元高校教員、『アイヌ民族の歴史』（山川出版）共著者、小川隆吉著『おれのウチャシクマ』（寿郎社）編集者

V. 特別報告 アイヌ民族団体・有志連絡会より

川村・シンリツ・エオリパック・アイヌ



イランカラプテ。私は旭川で、旭川アイヌ民族協議会という北海道アイヌ協会とは別の組織です。

旭川というのは歴史的に大変な所だったんです。江戸時代には場所請負制、強制労働に連れてい

かれた。明治時代になって明治23年、屯田兵がやってきました。屯田兵がやってくると住み慣れた石狩川の近くからですね、むこうから違う所に、原野に連れていかれるんですね。永山武四郎がきたから、行けという事だ

った。

明治30年になると、札幌にあった第七師団が北海道をロシアから守るという事で旭川に来た。しかも私たち50世帯が1万5千坪ずつ、ダーツと並んで住んでいた。その前に七師団がやってきた。

そうすると「師団の前にアイヌ部落が見苦しい」と言って、1万5千坪を3千坪にされた。1万2千坪ずつ50世帯が全部土地を取り上げられた。

旧土人保護法は98年続いて、1997年に廃止になりましたけれども、そこで北海道庁のアイヌ施策審議室から手紙が届いて、共有財産、預かっていたものを返すから、代表者を決めて道庁に名乗り出てこいと。なんのこっちゃ分かんないけど取り敢えず行ってみたんです。1万2千坪を役所の方がボールペンを持って、利息がコロコロ転がって、1万2千坪を2万円返してしてやるから受け取りなさいと。冗談じゃないと、1万2千坪を2万円ですよ。それで共有財産裁判を起こし8年間戦いましたけど、結局私たちは負けてしまったんですね。

それで第七師団がやってくると、アイヌが珍しいものですから、軍人たちが土人小学校を見学にやってくるんです。知里幸恵^{ちりゆきえ}も居たけど、そこに軍人がドカドカ学校にやってくるんですね。そうすると校長が「偉い軍人さんが来たのだから、お前たちは外へ行って、イオマンテ、クマ祭りのマネをやって踊れ！」って、校長がそういう事を命じるんですね。軍人たちに子どもたちの踊りを見せる、こういうことが旭川であった。知里幸恵は登別から旭川に来てそんな目にあうんですね。本当に酷い。

土人学校では、旭川では日本語が分かる人があまりいなかった。明治30年くらいですね、子どもは土人学校でアイヌ語を使うと先生に怒られるから、日本語を覚える。家に帰ると親も弟も妹もアイヌ語しかわからない。そうすると言葉が通じなくなる。そういう時代がずっと続いていた。

その頃はね、ロシア革命があって、スタルヒンとかロシアからみんな旭川に亡命してきた。スタルヒンっていうのは旭川で育った。

それから朝鮮の人達とか逃げてですね、旭川で皆かくまってあげた。朝鮮人と結婚したアイヌも旭川でもあった。旭川とか平取とか。

それで葬式も禁止されましたから、日蓮宗の法華さんの坊さんと呼んだ。仕方がない。お坊さんにお経をあげてもらって帰ったらな坊主丸儲けでね。日蓮宗になったり、^{かなり}金成さんがやってきてキリスト教になりなさいと。法華はほっとくと、キリスト教のがよかったと。アイヌでもキリスト教はいっぱいいます。

落合発言で一番困ったのが、私たちの家屋葬送ですね。家を燃やす、アイヌの宗教です。アイヌの葬式が禁止されて、伝統的な事も禁止されたけど、建て替えなんて政府の言う事なんて聞かない、勝手に家を建てて、ささぶきの家をね。人が亡くなると、ささぶきの家を燃やす。これは家を持って行かないと神の国に行ってから一人で家を建てるのは大変だから。家屋、家財道具も一緒に燃やす。葬式の時には箸でも食器でも女性だったら鍋、ネックレスそういったものを。

アイヌは墓参りには二度と行かない。それで先祖供養は、自分の家と北側の所にヌサってというのがあって、そこで。だから、北海道大学の、アイヌは墓参りに来ないから、墓を掘っていいというのは間違い。

私たちは、旭川アイヌは1985年に北大に行って、頭骨に旭川No.1～No.5まであって、北大に返せって言った。その当時の北大はわざわざ旭川まで車で持って来てくれて返してくれた。

ところが今度は2020年に白老に慰霊研究施設が出来るとなって、閣議決定された。そうすると北大から3年前に手紙が来た。「返すの忘れてましたので、北大に來い」と。ヒドイでしょ。5体返してもらったけど「あと2体、忘れてる」っていう話じゃない、あまりにひどい。

北大にいったら、北海道アイヌ協会としか話し合いはしない、旭川アイヌ協議会とは話し合いはしません。

書類貰ったら、旭川アイヌと〇〇アイヌ、マジックで消してある。副葬

品の所は消していない、タマサイだから女性のものであるとわかる。そこまで分かっても名前は教えない。北海道の各地で、白老の象徴空間に遺骨を持って行くんじゃなくて、故郷に返してもらいたい。そう思っているアイヌはたくさんいる。俺たちは故郷に返して貰わないと魂は安らがない。白老に持って行かれるのは反対です。

一度弔われているんですよ、それを盗んでいったんですよ、北海道大学は。返してもらいますよ。

〔かわむら・シンリツ・エオリパック・アイヌ〕 旭川アイヌ民族協議会会長

VI. 意見交流

○（吉田）今年の2月9日の北大法学研究科教授会で私は、落合君が2017年度の先住民法をやることについて異議を出しました。それについて説明しておきたいと思ひまして。

過日アイヌ政策検討市民会議（以下、市民会議）のMLでは詳細に報告しましたが、ここでは大きく3つにわけて話をしたい。



第1に、市民会議に関してで、丸山先生は今日の講演で文化的ジェノサイドと言われましたけど、かつてなされた大変なアイヌ民族・先住民族に対する歴史的不正義について、きちんと教育するという事が補償問題において、基本的前提をなす、大事なことだということで、アイヌ民族の歴史叙述の教育関係者とかを中心に、呼び掛け人となりまして、2016年4月に発足した会なのです。

そして第2に、まさに落合君の講演問題というのは、この歴史教育、アイヌ史・アイヌ政策に関する教育問題に関わっているという事で、重大な問題だと思って、私もやむにやまれず今月の教授会で発言しました。そのやり方は色々あるかもしれませんが、彼の講演をみると歴史認識の域を超えているという言い方をしました。榎森先生も読むに堪えないとコメントされていると、教授会でお話ししました。ところが、彼の歴史観とか政策観を言いますと、すぐ学問の自由の問題で吉田は何を言うかと、いう形の反発がくるものですから、もはや、「歴史認識を超える問題である」という

言い方をしました。

それから家を燃やすのはアホじゃないかとか、「おちゃらけ」のふざけた議論などするのも、ひどいです。アイヌ民族の皆さん、それから現場の歴史教育の携わっている方は命がけでやっておられる訳ですよ。ただでさえ大変な不正義の中で苦しんでおられる「アイヌ民族の人々」に対して、こう「おちゃらけ」で議論するとは、歴史認識の問題を超える、礼節の問題だと述べました。この点は、教授会でも、かなり分かってもらえたと思います。

しかし僕がいきなり言ったものですから、もうすでに4月から講義することになっており、急すぎて問題じゃないかとの反応もありました。執行部は「法学部に対して苦情はなんら来てないので、答える必要は無い」と、いう形式的理由で原案維持という事で押し切ろうとしております。

またある人はこう言いました。「北星学園大学では植村さんの問題があると。右翼が進歩的な研究者に対して、圧力かけて辞めさせようとする例もある」「落合君から授業を剥奪すると、危険な先例を作ることになる」と。現象面だけ捉えるとそういうことになるかもしれませんが、そういう議論に対して全く構図は違うんじゃないかと考えます。「歴史修正主義」の人に対して、「いかにもヒドイ歴史認識である」「歴史叙述としてもおかしい」とアイヌ民族の側からクレームをつけることについて、先の植村さんの事例とは構図とは全く逆転してる、一緒にしないでくれと言ったんです。それでも、なかなか教員を排除するというのは難しいという事で、今回の落合君の場合には、もはや歴史認識の域を超えているという言い方をしたのです。

しかし、本会議ではコンセンサスがあるかと思いますが、「歴史修正主義」の立場から誘導するようなアイヌ歴史教育をするのはとんでもないことだと私自身思います。私は彼が、歴史修正主義の立場から、どんどん若い北大法学部生に独特のアイヌ民族観を流布させているということ自体大変重

大なことだと思っています。現に彼の講義を聞いた人の中には、影響されて、「多数の市民の同意が無い限りアイヌは何も言えないんだ」と、落合先生から習ったと、まことしやかに主張する学生が、昨年の済州島の合宿に連れて行った中にはいました。まじめな学生です。彼はそのように教えている訳ですね。これはとんでもないことで、そんな議論は国際的に通用しないと彼を説得するのに手間取りました。じゃあどうしてそんな人が北大法学部で「先住民法」を教えているのか、と榎森先生からもクレームをいただいています。彼の准教授昇任は北大法学部の人事ではないのです。

先住民センターの准教授にして、私が知らないうちに法学部の「先住民法」の講義をすることになっているんですね。常本氏に限らず、彼の手足として動いてる人、しかもかなり有名な人ですよ、名前を挙げるなど言われているので申しませんが、執行部クラスで彼を推している者もいるのです。

教授会の場では、これだけの、講演内容にひとつやふたつのミスならともかく、28項目にもわたるとんでもない事を言って、歴史認識の域を超えていると私が言っても、「それも学問の自由だ」と擁護する執行部クラスの教員がいるのです。北大法学部とは、こんなところかと、私は幻滅しています。しかも彼も、アイヌ政策を進めてる重鎮なんですよ。常本さんに限らずそういう人がいるという事を分かって欲しいと思いますね。

第3に、権力と研究者との関わりについて、丸山先生はレクチャーされましたけれども、特に法学領域の研究者は権力に雇われる者も多いですから、「身を持ち崩す」というか、本来の研究者としての出発点・原点を忘れる、研究者のなれの果てみたいな問題が出てきていると思います。常本氏の報道に対する姿勢は、権威主義的ですよね。道新で11月に市民会議で落合講演を批判している記事が出たら、道新を恫喝したと側聞しています。これが、憲法21条、表現の自由を教える人のすることでしょうか。さらに彼は、今回の問題で札幌アイヌ協会から苦情が出てきたからそれで終わ

りにする。それ以上の苦情は出させないように取り付けたとも聞いています。どうしてそれ以外の全国的規模に高まっている人達たちの不満を封印する権力があるんですか。それはアイヌ政策を北海道アイヌ協会と一部の人だけと閉鎖的に進めるというやり方と同じじゃないですかという問題があります。それから、これは内部で聞いてますが、落合君に関して話をしないでくれという号令もかけているらしいんですね。それもおかしいと思うんですね。

それに関連して議論して欲しいのですが、平山先生とか他の先生方が尽力して高校生用の副読本を作成して、それを握りつぶしてることも聞いています。それも全然新聞に出てこないじゃないですか。

さらには啓発セミナー、アイヌ文化推進機構の人事としてどうして彼が啓発セミナーをやるのかも不可解です。そのメカニズムも不明朗です。そういうことを取り仕切るのは、アイヌ文化振興・研究推進機構理事長の中村睦男教授ですが、彼は、憲法学では高名でも、アイヌ民族研究を出しておられるのでしょうか？北大には井上勝生先生とか真摯にアイヌ研究・問題について実績を出している方がおられます。どうしてそういう方が、アイヌ啓発セミナーに登場しないのかも、不可思議です。このように不明朗な問題はどんどんつながっております。

最後に、落合君に対して申し上げたいのは、研究者だったら個人のプライドの問題として、もしこういった不始末をしたら彼は真摯に出てきて反省すべきですよ。皆さんと対話すべきですよ。もし研究者の^{きょうじ}矜持があるんだったらそういった議論しなきゃダメですよということです。

阿部さんをはじめとする札幌アイヌ協会から苦情が出たら「あ、すいません。その関連部分を削除します」と、それでおしまいなんですか。それについても教授会で言いましたよ。「研究者としてやるべきことじゃない」、「教壇に立つ者としてやるべきことではない」と。「削除しなきゃいけない事を喋っちゃダメだ」と。「教員としての矜持・責任感が欠落したまま放置

しておいてよいのか」と。

しかし結局今後の動向としては、「現状維持で進める」と、加藤智章研究科長が言われたけれど、現執行部でも教授会で譲歩したのは、「もし本人が反省を示して『先住民法』の講義担当を辞めさせて貰いたいと、申し出てきたら、別だ」というところまででした。そこまでは執行部との間で譲歩を取り付けたという現況報告です。長くなりましたが、以上です。

○（下館）仙台から参加しました、東北学院大学の下館と申します。榎森先生の下で勉強させて頂いております。演出家でもあります。今の吉田先生の話の伺って大変憤りを感じましたけれども、法学部に苦情がきていないとは、これは事実でしょうか？

○（吉田）「法学部に苦情の申し入れがないから、答える必要がない」という言い方です。センターに来てるとか、落合君、常本氏にしか来ていないという言い方は、詭弁ですよ。その後どうなっているのかは、その辺は若月先生のほうが詳しいと思いますが、法学部・法学研究科を名宛人とすれば、きちんとレスポンスするということなのではないでしょうか。よくわかりません。北大法学部のこの問題に対する真摯さの問題ですね。

○（白川）ピリカ全国実（「北方領土の日」反対！「アイヌ新法」実現！全国実行委員会）の白川です。先ほどの北大との関連の話なんですが、私たちは1995年に北大文学部で新たにアイヌ民族によって発見された6体の遺骨について、文学部と15年間話し合いをして、韓国東学農民軍のリーダーの遺骨を韓国へ、サハリンのウィルタの遺骨はウィルタに返す運動を小川隆吉さんを含めてやってきました。そのあと突然まだ未決着の段階で北大は話し合いを打ち切ってきたわけです。それは北大アイヌ・先住民研究センターの設立と深く絡んでいる訳です。中村睦男さん、元総長です

けど、同センターの設立の目的をはっきりと書いてるわけです。“我々は戦前の北大のアイヌ研究、北方研究を継承しながら、新たなアイヌ政策を打ち立てる拠点とする”のだと。



白老へのアイヌ民族の遺骨移管とも絡んでまして、同センターの任務は、国および北海道庁並びに各自治体に対してアイヌ政策の提言を出していく、研究が目的である、そこに政治的な目的があると、はっきりと設立主意書にうたっている訳です。だから常本がセンター長になるわけです。その常本の弟子の落合が准教授になる

根拠があるわけです。常本がセンター長におさまった時に「北大はなぜアイヌ、医学部の遺骨の返還問題についてとか、文学部の遺骨についての話し合いを打ち切るのか、話し合いしよう」と言ったら、ご存知のように「お前たちとは話し合いすることは一切しない。意見があるならばアイヌ協会本部を通して言ってこい」とこうくる訳です。という事は、アイヌ協会を盾にしており、悪いけど、アイヌ協会は利用されている訳です。北大が都合のいいことは全部アイヌ協会が認めてくれているんですと。だから旭川アイヌ協議会であろうが、各地域のアイヌ協会から遺骨を返せとか、アイヌ政策の意見を言っても会わない、話し合いもしないという逃げ道をすぐ使うわけです。だから私は北大の先生方が、吉田先生も含めてですよ、やっぱり北大って、なんだったんだと、戦前来のアイヌ研究、北方研究を継承してきているアイヌ・先住民研究センターの役割と位置についてね、北大の教官自身が、もっとしっかりと意見を持って欲しいわけです。私はそれを言いたいのです。以上です。

○（澤井）やはり今のアイヌ先住民族の権利、それからコレクティブライ

ツという先ほど丸山先生がやってくれましたが、国連の権利宣言に基づいて拘束力がないかもしれないと言っていますが、これは明らかに拘束力はありますからね。きちんと皆さんが言った正義、吉田先生が言った正義が蔑ろにされていると、いわゆる侮辱がされている。こういったものは放置できないから、当然きちんとした闘い、裁判も含めてですね、北大そのもの、それから学長そのもの、常本そのもの落合か、そういった固有名詞も入れて、全て個人名も入れた裁判で戦う。それから学校ともやる、このようにやらないと、皆負けてしまうよ。戦いをやりましょう。ありがとう。

○（武内）私は深く分からないのですが、確か『アイヌの遺骨はコタンの土へ』という本を読んで、こんな事が本当にあったのかと関心をもってやってきました。

そもそも論なんですけど、アイヌの墓を暴いて遺骨を持ち去ったり、副葬品を持って行くということが、どうして法治国家の日本で許されていたのか、それは犯罪にはならなかったのでしょうか？恐らく色々な抜け道を利用してやったんだと思うのですが、返す返さないの前に、持ち去って行ったこと自体が普通に考えたら犯罪に該当すると思うんでよね。それは果たして合法的と言えるのでしょうかね。

○（植木）遺骨の問題が出たので説明させていただきます。法律の専門家ではありませんし、詳しい歴史の事もわかりませんが、すでに明治時代に刑法で、墓地から発掘という事は犯罪となっていましたから、通常では犯罪です。

それが明治時代以降、帝国大学という所の立派な先生が学術的な目的で掘るのであれば、ということで容認されてきたというのが歴史的な



事実だと思います。特に北海道大学の児玉作左衛門^{こたまさくざえもん}の発掘の場合、当時、道庁の方で問題視して本人から事情説明等を受けているわけです。しかし、最終的に墓地からの発掘ではなく、墓地の遺跡である、アイヌの人達は伝統的に和人のように墓参りをしていなかったもので、墓参りをしない所であれば、もう既に墓地ではないとされました。

そこを掘っても遺跡を掘っているにすぎないから、墓地を暴いたという刑法上の犯罪にはならない、そういう扱いにして道庁の許可を取れば合法的に発掘出来るという具合に法律的に処理されたようです。

- ・（会場の声）ただのすり替えですよ？
- ・ ・ ・ ・ ・ 歴史を捻じ曲げているんだよ。

○（川村）江戸時代にダーウィンがイギリスで「種の起源」をうたって本を出しましたよね。それから世界中で進化論が広がり、イギリス人は北海道に来て13体も遺骨を持って行って、いまもそのままです。日本では東大の小金井良精^{こがねいよしきよ}が明治21年から北海道に来て墓を掘って「これは私の宝物だ」と言っていた。

それでアイヌだって怒りますよね、現場見てしまったら。アイヌが「やめてくれ」って言ったら、学者の方が警察を呼んできて警察に止めさせる。アイヌが「やめてくれ」と言っても、警察に止められちゃってできなくなっちゃう。

- ・（会場の声）泥棒がね、警察を呼ぶ。

○（堀井）いま民主主義の危機って事を言われておりますけれども、私たちは自由って言う問題を考え直さないとダメだなと感じているんですよ。今までの話を聞いてね。学問の自由を盾にとって人権を無視している、表

現の自由っていうものを盾にとって、ヘイトスピーチがまかり通っている。本来自由が保障されているっていうのは、権力からの自由のはずなわけですよ。この逆にこう、愛情、人間への愛情を外した自由っていうものが、まかり通ってしまっている。だから民主主義が危機に陥っている。個人を大事にする社会であるべきなのに。

いま全体が国家のためとか、全体を大事にしようとして、個人の人権を無視しようとしている。これが一つのキーワードじゃないかと思います。

歴史的な教育をしていくことが謝罪とか保障につながるんだと、これが無ければ繋がらないんだと。丸山先生がおっしゃっていましたが、すごく同感しました。やっぱり政治の問題だってことで多数派原理がまかり通ってしまう。個人の人権をどれだけ大事にするかっていう自由を、そこを見つめていかないと、もっともっと広めていかないと、アイヌ民族の差別の歴史の問題も解決しないんじゃないかと……。感想ですけど、述べさせてもらいました。

○（出原）アイヌ民族団体・有志連絡会の事務局の仕事をしている出原と言います。私自身は、この社会の主権者は私たちだと思っているんですね。権力をもっている者じゃない、私たちが主権者だ。アイヌに対する歴史的な不正義に関しては、権力がやったことっていう風に考えることができない。「自分たち自身の責任であり、問題である。」と考えて関わってきました。

その指針になるのは、歴史認識なんですね。さっき川村さんは旭川のことを言われましたが、様々な強制移住であるとか、権利はく奪の中で、飢えさせて殺していく、こういう歴史があるわけです。それに対して私たちが人間としてどうするのかということが、今、関わってきている理由です。だから歴史認識というのは、私たちの生き方そのものだし、絶対に揺るがせにできない。

ただ今回、落合研一の問題を首都圏のアイヌ民族団体とか皆さんと相談をした時に、落合に対して許せない！との率直な怒りが噴き出しましたが、今エネルギーを集中すべきではないんじゃないか、という意見も出ました。まさしく浅薄だし、平山さんが言われた通り読めば読むほど、なんでこんなヤツがとあきれ果てる。だけど反対に、なぜこういう浅薄な歴史認識をもつものにアイヌ政策の重要な座長の座が委ねられているんだと考えた時に、むしろきちんとした歴史認識を持てばその座にマズいということがあるのではないかと考えています。それはアイヌ・先住民研究センターのアイヌ研究の本質です。

常本さんの主張、それは言う必要ないと思いますが、常本さんは政府の意向を受けて先住権を否定する作文をしている。泥棒が自分でルールを作って返さない理屈をつくっていると思っています。私たちは落合だけじゃなくて、



どんどんやっていけば、そうした構造が見えてくるんですね。今は、アイヌ・先住民研究センターの常本センター長に申し入れをしていますし、また、今後見えてきた構造の中で（政府に申し入れをして）それを解決していきたいという相談をしています。

最後に、やっぱり窓口一本化の問題が重要だというのが実感です。以前、東京のアイヌ民族4団体でつくるアイヌ・ウタリ連絡会（現在、解散）が政府に申し入れをしたと言った時に、北海道アイヌ協会への窓口一本化を盾にしてそれを拒みました。私たちが15人の国会議員を集めて初めて官僚が出てくるという事がありました。

常本さんは窓口一本化を支えにしていますが、もう今はそれがやすやすと許される状況じゃないなと感じています。それはアイヌ民族副読本問題、そしてアイヌ遺骨の問題などで、どっこいアイヌは生きている！アイヌ民

族から色んな声が出て、様々な闘いの有益な成果を産んでいると思います。私たちは、今日の集会で参加されている皆さんの発言を聞きながら本当に心強いし、今後、もう！寄ってたかって先住権を求め、歪められた歴史認識を、社会を変えていくことを一緒に頑張っていきたいと思っています。

○（木幡）いま言われた落合の件なんですけれども、阿部さんに私、電話して質問したことがあるんです。北海道アイヌ協会がなぜ、我々を否定する学者を使うのかと質問をしたら、答えづらい答えを返してくれました。その中で、まわりにいる北海道にいるアイヌが、情報が入らないと。情報が欲しいと。年寄りにはインターネットが出来ないので紙があればいいと。そういう事も考えて行かなければ、情報共有というちゃんとした取り組みができないんじゃないかなと。

もう一つは札幌アイヌ協会で講演のDVDを貰ったという事なんですけど、今回皆さんで財団に、財団に文字起こしをさせた公開情報を請求してください。そうする事によってちゃんと彼が言ったという証拠の中で、私たちは抗議が出来るので、それを是非やってください。

講演をしたって言う私たちがやったって言われるから、あなたたちが変えたって言われるから。公益法人なんで、請求には答えるはずですよ。

○（匿名）いろいろ、札幌の地域の事を、北海道の事なんですけど、これはやはり日本国全体の政策、アイヌ民族の問題だと思います。これは国がですね、アイヌ民族に土地を返したくない、北海道という資源。そして財政的負担をしたくない、これはまさに国策であり、菅官房長官直轄ですから。

ここが節目が変わって象徴空間ができた時には、もう勝負ありだと思うんです。この末端の落合ごときです、ガチャガチャやっているうちに国はドンドン、もう外側を塞いでいると思います。やはりドンドン突っ走

ってですね、国とかその周辺に、ストレートにいかないともう間に合わないと思いますよ、はっきり言って。そういう事で終わります。

○（富樫）登別から来ました。85歳になりますが、隠居してのんびりしていたんですが、ドンドン象徴空間というのが、何事もなくドンドン進んでいる気がするんです。私のほうにはサッパリ情報も入ってこないですし、良心的な学者や研究者はいるのかという疑問が湧いてまいりまして、じっとしてられなくて、吉田さんにちょっと連絡して「どうなってるの」と言ったら、「今日は実はコレがあるから出てこい」ということでやって参りました。



実際は今、今日来てみて凄い皆さん方の熱い空気を感じて、まだ北海道には良心のある人がいるんだなと安心しましたけれども、一般の人たちは、日本人は、全く無関心とっていいでしょうね。それで日本人の感性が麻痺させられているのは、例えば遺骨の問題なんですけれども、静内高校でその北大医学部がですね、アイヌの墓を暴いた時には、学校教育の一環で高校生を使ってるんですね。それぐらい麻痺していたんですね、日本人の感性は。なんとも感じてなかった。そこに今気が付かないといけないと思うんです。

だから端的に言って、言っていないか分からないですが、こんな調子じゃどうもならないから、中央の大きな新聞社に、主だった人にですね、どう思ってるんですかと、全くアイヌの問題は北海道のローカルな問題なので押さえてませんよと。そんなんじゃダメじゃないかと勉強しているようです。植木さんの本も買ってですね、「勉強しました」と昨日連絡きましたけれども。3月18日の市民会議には、彼も足を運んで来るのではないかと

思いますけれども。そんな状況だと、それを言いたくて実は来たんですよ。ヨレヨレしながら。頑張ってるんとかしていかないとならないと思います。いろんな話が出ていましたけれど、具体的なのは、人骨問題なんですね。人骨問題はハッキリ具体的な問題として出ています。そんな事で取り組んでいったらいいのではないかと思います。人骨問題は日本の真ん中で議論すべきなのです。

○（榎森） 仙台の榎森でございます。二つの問題に絞って私見を述べさせていただきます。第1は、現在唯一のアイヌ民族に関する法律である「アイヌ文化振興法」以降の新たなアイヌ民族政策の内容について、現在、内閣官房内に設置されている「アイヌ政策推進会議」及び「政策推作業部会」なるところで論議されていますが、そこで論議されている内容をネットで公表されている「議事概要」を読む限りでは、この一連の会議は、元々「先住民族の権利に関する国連宣言」で謳われている「先住民族」の権利をアイヌ民族に適用することを目的として設置されたものであるにも拘わらず、アイヌ民族の先住権については全く論議されていないことです。長い間、このことを不思議に思ってきましたが、今回の北大のアイヌ・先住民研究センター准教授の落合氏（憲法学）の講演内容を知って、その根本原因、とりわけ学問的な要因がどこにあるのかをハッキリ知ることができました。というのも、この政府が設置した「アイヌ政策推進会議」及び関係会議の中で法律学の側面から大きな役割を果たしてきたのが北大法学部長兼アイヌ・先住民研究センター長である常本照樹氏であり、またこの研究センターの設置で大きな役割を果たしたと言われている元北大法学部長・同総長で、現在「アイヌ文化振興法」で設置された「アイヌ文化振興研究推進機構」の理事長をしておられる中村睦男氏（憲法学）で、彼のお弟子さんが常本氏であり、しかも常本氏の教え子が今問題になっている落合氏なんですね。また常本氏は、日本国憲法は、集団の権利を認めていないとの見解

を提示し、アイヌ民族は「国連宣言」で謳う「先住民族」ではなく、「日本型先住民族」という奇妙な見解を提示している研究者です。アイヌ民族に「国連宣言」で謳う先住権を認めたくない政府にとって、まさに渡りに舟の理論と言えます。官邸が設置した「アイヌ政策推進会議」他の関連会議の「議事概要」に「国連宣言」で謳う先住権をアイヌ民族に適用するということが一言も記されなかったのも、ここに根本原因が存在していたわけです。

であってみれば、政府が閣議決定した新アイヌ民族政策、つまり新たに「民族共生象徴空間」なるものを白老町に設置し、国立アイヌ民族博物館を同空間内に新設すると同時に、現在全国の大学・研究機関が保存してい



るアイヌの遺骨を祭祀承継者への返還と並行して大部分の遺骨を同空間内に移管すると共に遺骨の慰霊施設を同空間内に設置するという「国連宣言」の内容を無視した政策に北大のアイヌ・先住民研究センターが極めて大きな役割を果たしているわけです。ですから、今回の落合氏の講演だけをいくら批判しても、問題の解決にはなりません。北大のアイヌ・先住民研究センターのあり方そのものを国民的レベルで再検討することこそが必要だと思います。同研究センターは公的機関なので

から。

第2は、政府が閣議決定した新アイヌ民族政策は、政府と北大の研究センターの合作のようなものですから、北大の研究センターを批判するのみでは不十分だということです。しかし幸いにも、昨年4月、政府主導の新アイヌ民族政策とは異なった市民サイドから新アイヌ民族政策を検討するための「アイヌ政策検討市民会議」が設立されました。こうした新たな動向を見るに至ったことは喜ばしいことでもありますので、この「市民会議」

の内容をより充実したものに発展させ、それを基にした市民サイドからの新アイヌ民族政策を作成していくことが重要な課題になっているものと思います。

以上でございます。

○（広瀬）鹿兒島から参りました広瀬といいます。カナダの先住民の事について研究していて、今日の話のを伺って、常本さん達が言っている事に私が一番許せないと思っているのは「国民の理解がなければ実体的な先住民族の権利は認められないんだ。それが日本型先住民族政策だ。」と言ってることなんですね。それを言っていたら、一体国民はいつ理解するのか。諸外国の例をみても、先住民族の権利が具体的に保障されることによって国民が理解していく訳です。そういうことを考えると、まずもってアイヌ民族の土地権を認める。これがあって初めて、アイヌ民族に関わる色々な物事が具体的な権利として、繋がっていくんだろうと思うわけです。



一度、アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会のメンバーをつとめ、今もアイヌ政策推進会議のメンバーである方に、アイヌ民族の土地権を認めるのかってシンポジウムで質問したのですが、ちゃんと答えてもらえなかったと、あわせてここで報告しておきます。まずは具体的な権利保障を、ほんとに具体化していけるように、私も何かしらの協力したいなと思って今日参加しましたので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。



Ⅶ. 閉会挨拶

清水 裕二

私は、本日の集会にあたり共催団体として参加した「少数民族懇談会」代表でもある清水でございます。開会挨拶そして私ども「教科書のアイヌ民族記述を考える会」各位から縷々解説また説明させて貰いました。それは歴史認識からあまりにもかけ離れた「北大アイヌ・先住民研究センター落合研一准教授」による不条理な内容またはアイヌ及びそのアイヌの被った歴史事実からあまりにも見下した講演内容であったことを提示しました。そして御参会の皆さんからは、疑問・質問・御意見を多様にいただき、活発な討論を展開できました。さらに予期せぬ「アイヌ人骨問題」にも波及する討論となり、私どもにとって身に余りある集会になりました。



しかし、落合研一准教授からは、昨年 11 月に 28 項目の公開質問状への返答・回答は現段階でも示されていません。つまり御当人は歴史観に対する反省、そして、なにより多大な精神的なダメージを与えたアイヌ全般への根本的な謝罪など行われていません。尚、集会中に以下の提案をいただきましたので併せて報告し、今後の課題として受け止めたいと考えます。

1. 財団に対して「アイヌ文化普及啓発セミナー」の落合講演の無訂正の公開を求める。
- 2 北海道大学法学部の姿勢について、落合問題の関係を追求する。

以上の御指摘について前向きに対応することを確認します。

私たちはさらなる問題発言や講演者・落合研一准教授並びに北大アイヌ・先住民研究センターや講演会主催者の公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構の両当局への抗議と折衝を継続すべきと考えます。そして参加者のみなさまや集会開催に御協力・御支援くださいました皆様に心より御礼申し上げます。

今後においても市民・道民のみなさまの御支援や御協力をかさねて求めたいと考えております。以上雑ぱくですが、閉会にあたり御礼の挨拶とします。

〔しみず・ゆうじ〕 『アイヌ民族：歴史と現在』編集委員、
元養護学校校長

2. 18 集会アピール

「歴史をねじ曲げて 今、アイヌ民族政策が作られようとしている！」この危機感を共有する私たちは、全国・全道から結集し、丸山博さんの講演（「アイヌ政策を蝕む『研究者』たち—なぜ、研究者の不正がゆるされるのか？」）や平山裕人さん、瀧澤正さんの報告を受け、参加者での真摯な意見交流を行った。そして、アイヌ民族の先住権を否定する民族差別政策の現状を確認し、このような動向を断じて許さないとともに、連帯・共生の社会実現のためにいっそう奮闘することを誓い合った。

2016年7月28日、アイヌ文化振興・研究推進機構が主催した「アイヌ文化普及啓発セミナー」で、落合研一北大准教授は、「先住民族は何に『先住』していた『民族』か？国家とは何か？」のテーマのもと講演を行った。その内容は、歴史事実の誤りだけではなく、当時の国家・政府の立場に立つ歴史認識においても、極めて問題に満ちたものであり、徹頭徹尾アイヌ民族への差別意識に貫かれた許されないものであることが本集会を通していっそう明らかになった。

落合准教授の講演に参加したアイヌ民族からは民族に対する侮辱であるとの指摘がなされ、札幌アイヌ協会や丸山博ウブサラ大学名誉博士、教科書のアイヌ民族記述を考える会、アイヌ民族団体・有志連絡会からも意見書、抗議並びに申し入れ、公開質問状が提出されてきた。また、北大教授会の場においても講演の問題性と責任を追及する声上がり始めている。しかし、落合准教授は、札幌アイヌ協会の質問には言い訳程度の「回答」はしたが、その他の質問や追及には無視を決め込んだ

ままである。加えて、私たちの抗議や質問にふたをしようとする動きもあることに怒りを禁じえない。

そもそも、落合准教授の講演は、教科書のアイヌ民族記述を考える会の「質問」（2016年11月17日）が問題点を28項目にもわたって指摘したように全くずさんなものである。さらに、単なる認識不足を越えた彼の差別性は、講演の各所ににじみ出ており許されるものではない。

たとえば、アイヌ民族の土地であるアイヌモシリを明治政府がアイヌに断りなく一方的に「北海道」と名付け、全ての土地を「無主の土地」と決めつけて奪い、一連の土地関連法により国家や本州からの移民・大資本の所有地としたことについて、「(和人とアイヌの) どちらにも土地の所有権を設定するから、ここの土地は私の土地ですよと設定しに来なさいよと言っているわけですが、アイヌの人々にはその概念がわからないんですよ。」と語り、土地を失った責任をアイヌ民族の能力不足とし、植民地化に至っては「(近代) 国家が成立した時にさりげなく北海道までいれてしまった」としたこと。また、葬送の家焼きの伝統儀式(カソマンデ)に対しては、明治政府の言を借りた態をとって「人が死ぬたんびに家燃やすなんてアホじゃねえのか」と放言。さらに、法制度自体が歴史的不正義であり、アイヌ民族からも「屈辱的なアイヌ民族差別法」と指摘される「北海道旧土人保護法」の解説で「元々のねらいは、土地を与え、社会保障的な役割もセットになっていたことを、是非ご理解いただきたい。(アイヌの人々を) 救済しようと試みたが、結果的には成果が出なかった。」と述べて、平然と正当化しているなど問題は枚挙にいとまがない。講演は、まさに民族差別の拡大再生産を

煽るものでしかないといわざるを得ない。

私たちは、落合准教授が、北大アイヌ・先住民研究センターに在職し、政府のアイヌ政策推進作業部会の座長も務めている事実を断じて見逃すことはできない。それは、彼のアイヌ民族やアイヌ史への認識が、政府の「有識者懇談会」の歴史観に裏付けられているからである。北大アイヌ・先住民研究センター長であり、「有識者懇談会」の要職にある常本北大教授は、2016年11月5日の朝日新聞紙上で「米国や豪州などで語られる『土地の返還』『政治的な自決権』といった先住民族の権利実現を直ちに目指すのは今のアイヌと日本の現実になじむでしょうか。」と述べた。これはアイヌ民族の権利回復を「文化」だけに限定する「有識者懇」の認識を象徴するものであり、アイヌ民族を世界の先住民族と分断し、その権利を切り縮めるものである。こうした認識が必然的に落合差別講演を生み出したといっても過言ではない。それだけに、落合講演を黙認している北大法学部、北大アイヌ・先住民研究センター、そして主催団体のアイヌ文化振興・研究推進機構の責任もまた大きい。

北大法学部では、落合准教授が2017年度前期講義で「先住民法」を担当する方向だという。多くのアイヌ民族団体・市民の批判に答えないままに、この決定がなされたなら、北大に対する社会の信頼を大きく裏切るものである。

2012年のアイヌ民族副読本書きかえ問題、2015年の日本文教出版のアイヌ民族記述検定問題、そして今回の落合准教授差別講演問題と続く流れは、まさしく「有識者懇談会」の歴史観を徹底化する一連の動きであるといえる。政府や北海道庁は2018年に迎える「明治150年」「北海道150年」の事業を進めているが、この中で、日本近代のアイヌモシリから始まるアジアへの侵略加害の

歴史事実は葬り去られている。アイヌ民族に対しては、国際的に認知された先住権を否定し、落合講演に象徴されるように「開拓」＝植民地政策を肯定し、アイヌ民族の最終的な同化を完了しようとする姿勢を感じざるを得ない。

私たちは集会参加者の総意として次のことを強く求めるものである。

- 一、 落合准教授は、教科書のアイヌ民族記述を考える会やアイヌ民族・有志連絡会からの質問を無視することなく、早急かつ誠実に回答すること。
- 二、 落合講演を主催したアイヌ文化振興・研究推進機構は、問題を自覚し、「平成 28 年度アイヌ文化普及啓発セミナー報告書」には講演内容を掲載しないこと。

以上。

2017年2月18日

歴史をねじ曲げて今、アイヌ民族政策が作られようとしている！
北海道大学アイヌ・先住民研究センター落合研一准教授の講演に抗議する集会
参加者一同

集会アピール送付先

※ 以下の個人及び団体構成メンバー全員 134 名に宛てて、2017 年 2 月 27 日に集会アピールと 28 項目の質問状を送付し、集会アピール文中において強く求める 2 点について誠実に対処することを求めました。しかし、2017 年 5 月 31 日現在、全く返答が無い状況です。

- ① 北大アイヌ・先住民研究センター准教授 落合研一
- ② 公益法人 アイヌ文化振興・研究推進機構
理事長 中村睦男、他 役員、評議員
- ③ 国立大学法人 北海道大学 総長 山口桂三
- ④ 北海道大学法学部 法学部・法学研究科長 加藤智章／法学部
教授・准教授・講師・特任教授
- ⑤ 北海道大学アイヌ・先住民研究センター
センター長 常本照樹、スタッフ
- ⑥ 政府アイヌ政策推進会議、政策推進作業部会
- ⑦ 内閣官房長官 菅 義偉
- ⑧ 内閣官房 アイヌ総合政策室 室長、次長、内閣参事官

《 資 料 》 ①

落合研一北大アイヌ・先住民研究センター准教授 講演問題の経過

2016年7月28日 「平成28年度アイヌ文化普及啓発セミナー」
主催：公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構
落合研一氏 講演
演題「先住民は何に『先住』していた『民族』か？国家とは何か？」

〔講演参加者からの指摘で、札幌アイヌ協会が主催者より講演内容を入手し、データ化〕
＝以下の取り組みの送付先はすべて落合氏＝

9月21日 札幌アイヌ協会、会長・副会長・事務局長による質問状提出
→10月6日落合氏より回答あり

21日 丸山博さん意見書提出

10月15日 札幌アイヌ協会 再質問状提出 →24日落合氏より回答あり

11月1日 教科書のアイヌ民族記述を考える会、アイヌ文化振興財団会議室にて、中村理事長・山根専務理事・阿部次長に落合講演のデータと札幌アイヌ協会の質問状・再質問状・落合氏の回答を渡して説明を行う。

11月17日 教科書のアイヌ民族記述を考える会 28項目の質問状を配達証明郵便で落合氏に郵送。(回答期日11月30日)

【 12月5日督促状、12月30日再・督促状を送付するが、回答は無し 】

12月30日 アイヌ民族団体・有志連絡会、落合氏に「抗議並びに申し入れ」提出

2017年2月9日

吉田邦彦さんが北大法学部教授会でこの問題を指摘し、2017年度前期講義「先住民法」を落合研一准教授が担当することに異議をとるが、変更に至っていない。

《 資 料 》 ②

落合研一北海道大学アイヌ・先住民センター准教授への 28項目の質問状（全文）

2016年11月17日

北海道大学アイヌ・先住民研究センター
落合 研一 様

教科書のアイヌ民族記述を考える会
代 表 若月 美緒子
札幌市北10条東14丁目1-16-803

時下益々ご清祥のことと存じます。

私たち「教科書のアイヌ民族記述を考える会」は、昨年4月に発表された中学校歴史教科書の検定結果について疑問を感じた者が集まって、結成した会です。これまで3回の市民集会を開催して意見交流をし、その内容に基づき文部科学省と中学校歴史教科書を発行している8社に質問状を送付し、意見反映をしてきました。

今回、私たちは2016年7月28日の公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構主催「平成28年度アイヌ文化普及啓発セミナー」での落合研一氏講演「先住民族は何に『先住』していた『民族』か？国家とは何か？」について、札幌アイヌ協会より提供を受けて講演記録を読む機会を得ました。この講演会は、アイヌ民族の歴史を理解し、民族の尊厳を回復することを目的として開催されたものと私たちは理解しております。しかし、その内容に、歴史的事実に関する誤りや、到底見過ごすことのできない差別的表現があることに私たちは強い危惧の念を持ちました。なぜなら、北海道大学アイヌ・先住民研究センター准教授の講演内容は、市民への啓発セミナーであるべきもので、教育内容にも大きな影響力があるからです。

以上の観点から、私たちは講演内容に沿って以下28項目の公開質問状を提出いたします。項目ごとに回答をお願いいたします。なお、質問への回答は近く集会を開催して公表し、多くの市民と意見交流をする計画です。回答は11月30日までをお願い致します。

質問事項

- ※1 文中のページ(P)・行(L)は添付した札幌アイヌ協会の起こし原稿によります。
※2 ゴシック文字は講演からの引用、「→」以下は質問と私たちの見解です。

①<< P-6 L-7 >>

鎌倉幕府成立(12世紀末)後の時代と言って、アシハセ(7世紀)とか『日本書紀』(720年)が出てきますが、時代の前後を間違えていませんか。

②<< P-6 L-15 ~L-17 >>

「蝦夷は東北地方北部を指し…(中略)…北海道の事を…視野に入っていなかった」

→六国史(奈良・平安時代)に出てくる「渡島蝦夷」は北海道のエミシではないのですか。また、12世紀以前の日本の情報をもとに作られた『宋史』日本伝の「国の東境は海島に接し、夷人の居る所なり」の「海島」は北海道を指していませんか。(『宋史』自体は1345年成立)

③<< P-6 下から L-6 >>

「武田信広のおかげで鎮圧できた」という表現は、コシャマインの決起は「暴動」で、「コシャマインは殺害されてよかった」という見方をしているのですか。

④<< P-7 L-1 >><< P-8 L-11 >>

「コシャマインの乱」「シャクシャインの乱」と表現した理由は何ですか。今日の歴史書では一般に「戦い」と表現するようになっています。市民はこれが北海道大学アイヌ・先住民研究センターの用語だと理解するのでしょうか。

⑤<< P-7 L-7 >>

「蠣崎慶広が豊臣秀吉を訪ねて…松前姓に改める」

→蠣崎姓が松前姓になった(1599年)のは、秀吉によるものなのですか。改姓は秀吉死(1598年)後の話で、家康のもとで松前姓になったのではないですか。秀吉が「お前はなかなかカワイイやつだな」と言ったエピソードは何の史料に書かれているのですか。

⑥<< P-7 L-24 >>

江戸幕府は、家康の黒印状(1604年)により他の藩の和人に対して松前藩がアイヌとの交易を独占することを認め、アイヌはどこに行こうとも自

由としましたが、交易の独占権とアイヌの住む土地の支配とは全く別のものです。当時松前藩が支配した和人地は渡島半島の南端にすぎません。それにも関わらず「幕府としてその土地を私たちの支配に含まれているんだという認識があったのかなあ」と「私は気にはなりません」と述べた理由を教えてください。

⑦<< P-7 L-39~L-40 >>

「手柄をあげれば…^{あきないば}どんどん商場が増えていく」

→商場は松前氏の上級家臣に家格に従って与えられたもので、戦国時代のように手柄を立てた者が勝ち取ったものではなく、また、シャクシャインの戦い（1669年）の時には、既にアッケシヤソウヤまで商場があつて、その後はそれほど拡大していないのではないのでしょうか。

⑧<< P-7 下から L-4~L-1 >>

「商場が増えてるといふことは、或いは商場が北上してくるといふ事は、その地域に暮らしているアイヌの人たちからすると交易がしやすくなる。…交易重視でメリットがある…」

→これは、シャクシャインの戦いが起きた理由を誤解させることになりませんか。和人との交易が各地の商場に限定され、暴力を背景に不利な交換を強要されたことにより「近年松前殿役人仕置非道ニシテ、^{しおき}貪り多ク^{むさぼ}狄共^{エゾドモ}年ヲ重ネテ困窮ス」（松前蝦夷一揆文書）などと記録されていることをどう考えますか。

⑨<< P-8 L-9 >>

「アイヌ方式で和解の宴を開くから是非参加して欲しい」→出典資料を教えてください。

⑩<< P-9 L-20~21 >>

「クナシリ島から南側のアイヌの人々はまだそこまでロシアに染まっていないから…中略…幕府は択捉島とウルップ島の通行を1802年に禁止する。」

→ウルップ島への通行を禁止したのではないのですか。では、高田屋嘉兵衛はどこの場所の請負人だったのでしょうか。

⑪<< P-9 L-29 >>

「1854年の安政の4ヵ国条約」という歴史用語があるのですか。

⑫<< P-9 L-38 >>

「アイヌの人が日本語を喋ると…罰金を出させる」

→松前藩とアイヌとの関係で、罰金の制度があったのですか。それはどの史料に載っていますか。

⑬ ≪ P-10 下から L-4 ≫

千島樺太交換条約で大陸に移住した千島アイヌはいなかったのですか。「引越す余裕がなく」とは、そういう意味だと思いますが。小坂洋右「流亡」（道新選書）には大陸に移住した人たちの存在が記載されています。

⑭ ≪ P-10 下から L-1 ≫

「樺太と宗谷が近いので、すぐに帰ってしまう」から対雁に移住させたのですか。「対雁の碑」（樺太アイヌ史研究会/編）には、黒田清隆の思惑と松本十郎の思い、樺太アイヌの訴えなどがあって、そのように単純に軽いものではないと思いますが。

⑮ ≪ P-11 L-2 ≫

対雁のアイヌは「気象環境が異なる」から大勢亡くなったのですか。

⑯ ≪ P-11 L-10 ≫

江戸時代には「士農工商」という身分があったというのは、現在の学説と違うように思いますが。2000年頃から教科書記述にも無くなっています。

⑰ ≪ P-11 L-25 ≫

「アイヌの人々を日本国民にしたことそのものが悪いということにはならない。要は法的身分を認めたという言い方ができる事に法学上はなる」

→1) 非常に詐術的なレトリックではないでしょうか。「悪い（または良い）」かどうかという質的判断の語法で問題を立て、形式的な「法学上」の判断で答えています。「アイヌの人々を日本国民にしたことは悪くはなかった」と強調したいのですか。

2) P-10 L-20～21 に「開拓使がやった政策でアイヌの人々の文化に打撃を与えた」こと、「経済的な側面で深刻な打撃を与えた政策」を認めていますが、これらは「アイヌの人々を日本国民にしたこと」に因って、同時的に起こった事実です。まったく別個に起こったことではありません。この事実は歴史的な視点からみても、法学の視点であろうと同じひとつの事ではないでしょうか。敢えて、法学の視点なるものを設けて「悪いということにはならない」と付け加えるのは、歴史事実を矮小化するものではないでしょうか。

⑱ ≪ P-11 L-29 ≫

「夫婦のどちらかが亡くなると残された側がそのチセ（家）を燃やして、実家に帰るとい文化があった。」

→前近代の資料を見ると、妻は夫の親類のもとへ行くという記録があります（「アンジェリスの第二蝦夷報告」「蝦夷島記」）。また、家焼きの後は新しい家を造るとい記録もあります（「北海随筆」「快風丸記事」）が、どうなのでしょう。

⑲ ≪ P-11 L-33 ≫

家焼きの風習の禁止について「人が死ぬたんびに家燃やすなんてアホじゃねえのか」とありますが、アホとは誰のことですか。アイヌの文化・歴史を語る時にこのような表現はきわめて不適切だと思います。どのような考えで使ったのですか。

⑳ ≪ P-11 下から L-1～P-12 L-27 ≫

「（アイヌの人々に）経済的打撃を与えた政策が『北海道土地売貸規則・地所規則』というものです」「これが歴史学で語られている事だけでみてしまうと、明治政府はアイヌのヒトから土地を奪ったということになるわけです。ここに一つ法律のフィルターをかますと、政府としては別にアイヌのヒトから土地を取り上げる目的はない。どちらに対しても・・・土地を登録して下さいとね言ったんだけども・・・」

→「土地売貸規則」の第一条には「原野山林等一切の土地（略）都（すべ）て（そこにはコタンがあり、鮭漁場・ウバユリの採集地があり、熊・鹿の狩猟場がありました）売り下げ地券を渡し永く私有地に申し付ける」とあります。国家がこの法規を発する事が出来るのは、アイヌ民族がアイヌモシリの大地に形成してきた土地利用のルール（如何に、「近代的な土地所有」とは異なったものであったとはいえ）を完全に否定したことによるものです。規則は、当時の北海道に発令された全ての「法令」と同じ布令法でした。つまり、一方的に国家（開拓使）から発せられる「命令」です。人民（アイヌの人々はもちろん）はこれに抗議することも、変更を求めることも許されるものではありませんでした。こうした法規が発せられ施行された事実をアイヌの立場から「土地を奪われた」と主張することは当然のことで間違ったことを言っているとは思われません。あなたが述べる「歴史学で語られていること」がどのような文言で語られているのかよく分かりませんが、アイヌの立

場から「奪われた」と言うことに対してあなたはどのように答えられますか。

㉑ ≪ P-13 L-6～8 ≫

旧土人保護法で、自活することのできない人に対して給与をする、つまり生活保護費を出す。

→今日の生活保護法に基づいた「生活保護費」と同様の制度があったと受け取られませんか。旧土人保護法第六条では「疾病、不具、老衰又は幼少ノ為自活スルコト能ワサル者ハ従来ノ成規ニヨリ救助スル」と、対象を限っていました。また、実際の申請手続きは日本語の読み書きに通じた和人の手を借りなければできないことが多く、ごくわずかしが適用されなかったということです。（「近代アイヌ教育制度史研究」小川正人著よりアイヌに対する「救療」規定の適用状況 1907～16年）

さらに、この費用はアイヌの共有財産から支出し「不足アルトキハ国庫ヨリ之ヲ支出ス」と定められていました。これらの事実を説明しないと、旧土人保護法は国の予算で全てのアイヌの人々の生活保障をしたという誤解をうみますが、どうお考えですか。

㉒ ≪ P-13 L-7 ≫

旧土人保護法によって「アイヌの子供だけが通う学校を用意」する。

→アイヌ民族に、学校教育はどんな影響を与えたと考えますか。学校では何語を教えていましたか。就学年齢・修業年限・教科目は和人の児童とくらべて違いはなかったのですか。「近代アイヌ教育制度史研究」（小川正人著）によれば、アイヌの子ども 30 人以上の地域に 21 校の特設アイヌ学校を設置し、人数が少ない地域では和人とアイヌの子どもが同じ学校で学ぶ場面も多く、それにも関わらず、アイヌの子どもには和人と異なる「教育規定」が施行され、和人の子どもと差別された教育内容だったということです。また、学校設置の予算も不足して、地域のアイヌの寄付や労力の提供に多くを依拠して進められたこと、教員の給料も 1916 年ごろの単級特設アイヌ学校 1 校あたり月額 16～18 円程度で（全道正教員男子は 26 円 41 銭）北海道庁は低額の予算しか支出していなかったことが明らかになっています。「アイヌの子供だけが通う学校を用意」した実際の有様が以上のようなことを指摘しなければ、日本政府はすばらしいことをしたかのような誤解をうむと思いますが、どうお考えですか。

㉓ ≪ P-13 L-9 ≫

「和人 1 人に 10 万坪与える」（北海道土地売貸規則・地所規則 1872 年）、
「1 人あたり最大 250 万坪、会社・組合は最大 500 万坪を無償で与える」
（北海道国有未開地処分法 1897 年）」とした後に、アイヌには 1 戸「1 万
5000 坪」までの未開地（実際には平均 2 町歩の土地で、湿地・傾斜地など
農業不適地が多かった）を農業に従事することを条件に「下付」し、他の
職種（漁業や商業、日雇い労働など）には一切の援助策はなかった「旧土
人保護法」（1899 年）に「**社会保障的な役割**」があったと言えるでしょう
か。

㉔ ≪ P-13 L-24 ≫

「旧土人保護法」から「アイヌ文化振興法」になったのは、「土人」という
冠が付いているからなのですか。1984 年ウタリ協会はアイヌ民族の誇りの
尊重と権利回復を求めて「アイヌ民族に関する法律（案）」を決議し、その
制定を北海道や国に働きかけました。このようにアイヌ民族が先住民族の
権利を求める運動を展開した結果、文化に限定された「アイヌ文化振興法」
が制定された、という説明が必要ではないでしょうか。

㉕ ≪ P-13 L-27 ≫

「ホントは先住民族とは何かと言うことを詳しく言わないといけませんが、オ
チを言わないで終わるのかと。実は一番先にもう言っている。先住民族は何
に先住していた民族かという、それは近代国家が成立するよりも先に暮ら
していた人々の事をいう」

→「先住民族」を「近代国家が成立するよりも先に暮らしていた人々」とす
るなら、江戸時代に本州・四国・九州に住んでいた人々は先住民族になるの
ですか。先住民族を「近代国家が成立する以前に暮らしていた人々」として
時間的前後関係のみで説明することはまったく不十分ではないでしょうか。
これでは、あなた自身が言うところの「今私たちが政策において配慮しなけ
ればならない理由」のみか「政策の内容」までも立てられないことになりま
せんか。あなたの言うところの「先住民族」をあらためて詳しく説明してく
ださい。

また、36 行の「あくまでも理由が出てくるのは、そういう約束事ができ
たのにそれを破ってこういう結果をもたらした」とは具体的にどのようなこ
とでしょう。つまり、近代国家（日本の場合は明治政府）は、アイヌ民族に

どのような約束をし、それを破ったのか、これも具体的に説明してください。

②⑥ ≪ P-13 下から L-7 ≫

「**国家が成立した時に、さりげなく北海道まで入れてしまったわけです**」

→これはもともとアイヌモシリ（「北海道」）の住人であるアイヌの了解を得て、あるいは何らかの条件を提示して同意を得た上で行われたことですか。

2012年に財団法人アイヌ文化振興研究推進機構（以下、推進機構）から発行された『アイヌ民族：歴史と現在』小学校用副教材に「1869年日本政府は、この島を『北海道』と呼ぶように決め、アイヌの人たちにことわりなく、一方的に日本の一部にしました」と言う表現がありました。

私たちはこの表現は事実に即して、また子どもの理解を助ける明解さにおいて適切であると考えています。あなたのいう「さりげなく」とはどのような意味を含めて言われているのですか。この時起こった近代国家日本が「北海道を入れてしまった」出来事（その後にアイヌの人々に起こったことも含め）とは「さりげなく」と形容するにはあまりに不釣り合いであると思われませんが。

②⑦ ≪ P-13 下から L-4 ≫

「**アイヌ人種なる人々が暮らしていた**」

→「アイヌ人種」とは、どういう概念で用いた用語ですか。アイヌ民族を「人種」ととらえるのは、落合氏のお考えですか。当時の誰かの演説内容ですか。後者なら、この用語の問題も指摘しておくべきだと思うのですが、どうでしょうか。

②⑧ 講演では全体を通じて「**法学の特徴**」（P-1）「**国際法の誕生**」（P-2）「**法律のフィルター**」（P-12）「**法律の理解**」（P-13）という用語で、講演のテーマである先住民族について法学上の解説を繰り返されているにも関わらず、2007年に国際連合総会で決議・採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言」など、現在の国際法に全く言及していないのはなぜですか。

以上

《 資 料 》 ③

2016年9月21日 丸山博さん提出 意見書

落合研一氏の講演について

論理的に支離滅裂であり、近代国家や民主主義などについても学問的素養があるとは思えない。また一部の表現には品性に欠けた部分があり、研究者の講演とは言い難い。以下、近代国家と民主主義に関する通説を踏まえて、落合氏に関する私見を述べたい。

領土権と主権を基礎にした国家の最初の政治的体制は、肥沃な三日月地帯に出現した初期の都市国家にさかのぼることができる。近代国家を歴史的な文脈でとらえるならば、1648年のウェストファーレン講和条約がその最初の契機とされ、1789年のフランス革命が国民国家誕生の契機になったと考えられている。国民国家はそれまでの代々受け継がれた君主に代わる統治者として「歴史と文化を共有する」国民を創造したという点において民主主義に道を開くことになる。とはいえ、現実には、すべての国民は異なる民族からなる。したがって、国民国家では、領土内の多様な民族に一つの国民としてのアイデンティティを持たせるべく、公教育を通して国語・神話・休日・歌・衣装などを促進したのである。それが高じて国家主義につながった。それはすでに宗教的、経済的動機から行われていた植民地主義を強化し、入植地の設立にとどまらず、政治的、経済的、文化的原則を自国の領土外の人口の希薄な土地に強要していった。こうした植民地主義下で行われた政策、例えばアイヌ民族に対する同化政策は、今日の国際社会では歴史的な不正義として厳しく批判され、日本など関係諸国には先住民族などの被害者に対する謝罪や補償が求められている。つまり、北海道の植民地化を近代国家の視点でとらえるならば、旧土人保護法などの法制度自体が歴史的な不正義としてとらえられなければならないにもかかわらず、落合氏は当時の法制度を正当化しており、到底受け入れがたい。

民主主義については、落合氏は多数決原理に固執するあまり、もし多数決

原理が強調されれば、暴政や圧政になりかねないという危険性が民主主義にはあるという認識に欠けている。19世紀の社会思想家、トックヴィルやジョン・スチュアート・ミルは、すでにこのことを危惧し、少数派の権利の保障の実現に寄与した。その後、独裁政権による二度の世界戦争を経て、今日の民主主義は、多数決原理によって民衆の意思を保障するとともに、多数派が権力を乱用し少数派の意思を阻害できないような制度として人権の保障を内在するシステムへと進化した。たとえば、民主主義の代名詞ともいべき選挙は、多数派の固定による権力の腐敗、ひいては独裁化することを防ぐ、有効な手段として民衆に与えられた最高の権力として位置づけられる。その選挙が公正に行われるためには少数派に対して言論、集会、団結、請願等の権利が保障されなければならないことから、少数派の権利保障が民主主義の根幹であることが導かれる。加えて、先住民族など少数派のグループへの特別な権利保障も民主主義には欠かせない。なぜならば、それらのグループは選挙で多数派になることはありえないため、是正策が必要だからである。こうして、国連を中心に国際社会においては、少数派や先住民族の権利保障に関する条約や文書が数多くつくられ、先住民族に限れば、自決権を含む集団的権利を保障する段階まで来たのである。落合氏が法律の専門家であり、アイヌ・先住民センターの専任教員であることを踏まえれば、近代国家や民主主義に言及する限り、植民地主義の反省を踏まえて、少数派の権利保障こそが強調されなければならないはず、それらがない以上、日常的な研究や教育においてもアイヌの権利保障を推進する努力がはらわれていないことは明らかであり、同センターの教員としての適格性を欠くと言わざるを得ない。それと同時に落合氏のような人物がアイヌ政策にかかわる公職に就くことがあるとすれば、そのこと自体がアイヌ政策の推進を阻むことになり、断じてあってはならないことと考える。

スウェーデン・ウプサラ大学 名誉博士・客員教授
国立大学法人・室蘭工業大学 名誉教授
丸山 博

2016年9月21日

主 催 : 教科書のアイヌ民族記述を考える会

後 援 : アイヌ民族団体・有志連絡会

＜構成団体・個人＞

- ・旭川アイヌ協議会、
- ・原住・アイヌ民族の権利を取り戻すウコ・チャランケの会
- ・関東ウタリ会、東京アイヌ協会、パウレ・ウタリの会
- ・アイヌ・ラマツト実行委員会
- ・先住民族とともに人権・共生・未来を考える会
- ・宇梶静江・小川隆吉・弥永健一・平山裕人

アイヌ政策検討市民会議

少数民族懇談会

歴史をねじ曲げて今、アイヌ民族政策が作られようとしている！

北海道大学アイヌ・先住民研究センター 落合研一准教授の講演に抗議する集会

～ 報告集 ～

定価 500 円

発 行 : 2017 年 6 月 8 日

表紙デザイン : 光野 智子 佐々木 洋子

発行者 : 教科書のアイヌ民族記述を考える会

ainukijutsu@yahoo.co.jp

代表 若月 美緒子

印 刷 ラクスル

定価 500 円